

昭和 40 年度

林業の動向に関する年次報告

第 51 回国会（常会）提出

## 概 説

林業は、国民経済の諸要請にこたえ、木材その他の林産物を安定的に供給するという経済的使命を有している。しかしながら、森林という多面的な機能を有する特殊な資源を生産基盤としているため、林業には他の産業にみられない特殊性が存在している。

森林は上述のような林業の生産基盤であるに止まらず、国土の保全、保健休養等の公益的な機能を保有している。森林のこのような機能の確保を図ることは、今後もしよよい必要の度を増すことと思われる。森林のこれらの機能の確保を図ることは国の任務であるが、林業経営の観点からも、この側面に十分考慮をはらうことが必要である。

以上のような林業の特殊性を考慮しつつ、この報告においては、最近における林業の動向とその問題点を述べることにする。今日、わが国の林業は重大な転換期に当面しているといえる。すなわち、最近における林業の動向をみると、一方には代替財の進出、薪炭需要の減少等の需要構造の変化や一般経済の停滞、外材輸入の増大等に伴う木材価格の伸びなやみの傾向、他方には労働力の流出に伴う林業労賃の上昇という経済的諸条件を反映して、林業生産は停滞の傾向にある。したがって、今後、このような経済的諸条件の変動に対してわが国林業の発展を期するためには、予想される木材需要に対応して、林業総生産の増大およびその生産性の向上を図るとともに、あわせて林業従事者の所得の向上に資するよう、諸般の施策を総合的に推進する必要がある。

いま、その概要を述べれば、つぎのとおりである。

### 1. 林産物需給の動向

#### (1) 林産物需給の概況

36 年の木材価格の高騰を契機として、急激に増大してきた外材の輸入によって、最近における木材の需給は一応均衡の状態にあるといえることができる。

まず、木材需要の側面をみると、39年の総需要量は7,898万m<sup>3</sup>で、35年に比し11%の増となっている。このうち、国内需要は順調な伸びを示し、7,700万m<sup>3</sup>となっているが、合板、製材品など加工材を中心とする海外への輸出は、35年に比し10%減の199万m<sup>3</sup>となっている。国内需要を部門別にみると、用材需要は対35年比で27%の急増を示しているが、薪炭材需要は45%の減となっており、その減少はきわめて大である。

このような木材需要の動向に対して、国産材の用材供給量は、39年には35年の5%増の5,166万m<sup>3</sup>で、その伸びはきわめてゆるやかであるが、これに対し、外材による供給は年々増大し、39年には35年の2倍半以上の1,917万m<sup>3</sup>となった。この結果、35年には用材の総供給量の13%を占めるに過ぎなかった外材の割合は、39年には27%をこえるに至っている。

また、国内における用材の流通量を製材工場などへの素材入荷量によってみると、39年には6,637万m<sup>3</sup>で、35年よりも1,118万m<sup>3</sup>の増となっている。その内訳をみると、同期間に国産材は4.5%の増に対し、外材は2.4倍となった。

なお、このような外材の流通量の増大によって、木材の流通機構も大きく変化し、従来、外材は特定の都道府県へ集中する傾向があったが、次第にその流通範囲は拡大され、いずれの県においても外材依存度を高めてきた。その結果、国産材流通の範囲がせばめられてきており、自県の需要に対する供給の不足分を他県材でまかなうよりは、外材によっておぎなうという傾向が進んでいる。

## (2) 木材工業の動向

木材工業においては、規模の大型化、装備の近代化、集団化などの合理化が進展しているが、最近における不況の進行によって、その経営状況は良好であるとはいえない。

まず、製材工業の動向をみると、39年末現在における製材工場数は約2万8000となっている。これを製材用動力の出力階層別にみると、35年以降一貫して22.5kW未満の小規模階層が減少しているのに対し、それ以上の階層は増加し、1工場当たりの平均出力数は、35年に比べ35%増の32kWとなっている。また、装備についてみると、帯のこ盤における手押式の減少、自動式の増加など、その近代化が進んできているが、これらの設備も過剰の傾向を示している。この結果、売上高の上昇にもかかわらず、自己資本率、流動比率等の悪化を招き、相当数の企業倒産をみている。なお、39年における製材品の生産量および出荷量はそれぞれ3,268万m<sup>3</sup>および3,285万m<sup>3</sup>で、対前年比は、ともに約6%増となっている。

つぎに、紙パルプ工業をみると、39年の上半期には順調な推移を示してきたが、下半期になると、金融引締政策が浸透し、年初の拡大基調にも変化が現われた。39年のパルプ生産量は502万トンで、対前年比9.8%の増加と、かなり顕著な伸びを示し、生産能力も近年著しく伸びてきている。しかし、39年以後からは、出荷に対して生産の過剰気配があらわれはじめ、在庫の増加が目立っている。このような基調は40年にはいってももちこされ、業界においては、設備投資の調整、パルプ原料としてのチップ利用の積極化等合理化の方向がみられるようになった。

さらに、合板工業の状況をみると、39年における合板生産量は、普通合板では6億6000万m<sup>2</sup>で、前年より15%増、二次加工合板では1億6000万m<sup>2</sup>で、前年よりも28%増と、いずれも前年を大きく上回っている。しかし、39年には、普通合板および二次加工合板とも在庫が目立って増加してきている。なお、合板の輸出は、総体としては伸びなやみの状況にあるが、その内訳をみると、ラワン合板の輸出低下が目立っており、これに反し国産材合板の輸出はかなり伸びてきている。

最後に、木材チップ工業についてみると、この部門はパルプ工業における需要の増大、繊維板工業の発達によって急速に伸び、39年末では工場数は前年末よりも16%増の5,438工場、チップ台数は6,184台、従業者数は3万2000人と、その発展は著しい。39年のチップ生産量は749万m<sup>3</sup>で、前年に比べ8%の増であるが、その96%はパルプ用に向けられている。また、39年には、全パルプ原木消費量の46%がチップによって占められるに至っている。

### (3) 林産物価格の動向

木材・同製品の卸売価格指数(35年=100)は、36年には120.8と急騰したが、その後安定的な推移をたどり、39年には125.8となっており、40年にはいっても引きつづきこの傾向にある。これを素材・製品別にみると、その様相は若干異なる傾向をみせている。すなわち、製材・加工木材卸売価格指数は、一般的な傾向と若干異なり、38年までは漸騰の傾向をみせていたが、39年にはいと、下落傾向を示し、40年にはいってもひきつづきこの傾向にあり、他方、素材卸売価格指数は、36年以降においても上昇の傾向にある。

しかし、素材卸売価格の動向を、産地市場として代表的な新宮市におけるスギ小丸太価格についてみると、37年から39年までの間において、4%の下落をみせ、その傾向は40年にはいってもつづいている。なお、素材卸売価格の動向で注目すべきことは、次第に各地の価格水準が平準化の傾向を示し、その地域差を縮少しつつあることであるが、これは、各地

域において外材とくに米材の進出が大きな役割を果たしているものといえる。また、パルプ用材価格についてみると、その動向は素材価格と同じように、39年から40年にかけて各市場の価格水準が非常に接近してきたことが注目される。これは、主としてパルプ工業が外材やチップへの依存度を高めてきた結果であると考えられる。

つぎに、立木価格については、37年までは高水準で上昇を続けてきたのであるが、その後停滞し、39年に至って前年にくらべ1.4%の下落を示し、40年にはいっても下落の傾向にある。さらに、薪炭卸売価格を35年を基準にした指数でみると、木炭については、39年までは121.5と上昇傾向にあったが、40年にはいと低下した。また、薪については、39年は133.1で、40年にはいってもさらに136.4と上昇し、以後横ばいの傾向を示している。

## 2. 林業生産の動向

### (1) 育林生産の動向

戦後の経済成長や造林政策の積極的な展開により、人工造林面積は年々増大し、36年度には約41万haに達したが、36年の木材価格高騰期を境として、その後漸減傾向にあり、39年度には、35年度の3.4%減の38万9000haとなった。これを経営形態別にみると、国有林は漸増しているが、民有林は漸減の傾向を示している。

また、39年度における主要造林樹種の面積割合をみると、スギ41%、ヒノキ19%、マツ類16%、カラマツ14%となっているが、35年度からのすう勢をみると、スギ、ヒノキはあまり変化がみられないが、マツ類、カラマツは減少している。

つぎに、私有林の造林傾向をみると、全体としては、30～33年度の間は減少傾向、以後36年度までは増大に転じ、37年度から再び減少傾向にある。まず、この動向を林地保有規模階層別にみると、1ha未満の零細規模階層では減少しているのに対し、50ha以上の大規模階層では増加しており、両者の中間に当たる中規模階層ではあまり変化していない。

また、私有林における最近5カ年間の造林のすう勢を地域別にみると、かなりの差異がみられる。すなわち、人工林率の高い九州および四国では、なお人工造林・とくに拡大造林がかなり進みつつある。関東および東海では、すでに人工造林化が相当高度に進んだ地域だけに、人工造林は全国水準にあり、拡大造林の余地が比較的少なくなっている。人工林率がほぼ全国水準にある東山および近畿では、ともに人工造林も全国水準並みであるが、とくに東山は拡大造林が著しく進んでいる。また、人工林率の低い北海道・東北および中国は、相対的に拡大造林による人工造林が進んでいる。ただ、北陸は人工林率が低いにもかかわらず

人工造林があまり活発ではない。

なお、造林に必要な山行苗木の39年度における樹種別の生産構成をみると、スギ41%、ヒノキ19%、マツ類20%、カラマツ11%、その他9%であるが、造林と育苗には多少の短期的なずれや造林適地等の問題があるため、苗木需給は必ずしも円滑にっていない現状である。

## (2) 素材生産の動向

素材生産のうち、一般用材向けについてみると、39年は4,785万m<sup>3</sup>で、35年の4,852万m<sup>3</sup>にくらべると1.4%の減少であり、36年の4,989万m<sup>3</sup>を最高にして、ここ2、3年来減少傾向にある。この減少をもたらした大きな原因は、37年以降の木材価格の伸びなやみ等の経済的諸条件の変動によるものであろう。この生産の状況を所有形態別にみると、国有林材の割合は、35年度には26%であったものが39年度には34%になっているので、素材生産の減少は、主として民有林に起因していると考えられる。なお、木材チップ向けの素材生産は、ここ数年来急速に増大し、39年には283万m<sup>3</sup>に達した。

つぎに、地域別および樹種別に生産動向をみると、①西日本に多く、しかも民有人工林の主力樹種であるスギは、36年から漸減していること、②西日本の民有林に多いマツ類は、過去の大量伐採、松くい虫等による蓄積の減少のため急減していること、③国有林からの供給が増加しているヒノキは、38年から急増傾向にあること、④国有林に多いモミ・ツガ・エゾマツ・トドマツ・ブナ等は、いずれも急増傾向にあること等が指摘できる。

わが国の素材生産は、国の直轄事業によって行なわれている約10%のものを除き、そのほとんどが民間の事業によって実行されている。この素材生産事業を行なう民間の事業者は、37年度には4万5900ほど存在していたが、年間500m<sup>3</sup>未満の生産を行なう零細規模階層が全体の69%を占め、1事業者当たり平均雇用労働者数はわずか16.4人に過ぎず、これらの雇用労働者も半分近くが年間50日未満の就業状況である。このように、素材生産を行なう民間の事業者は、一般に零細で兼業が多くその雇用労働者も少ないので、機械装備も低調であり、チェーンソーを導入しているものは60%程度で、集材機・索道・軽架線を使用しているものはいずれも半分にみえない。しかし、35年度に対する39年度の機械普及の割合をみると、重架線2倍、大型集材機3倍、チェーンソー5.7倍となっており、次第に機械装備の充実がみられる。

## (3) 薪炭および特殊林産物の生産

39年の木炭生産量は約79万2000トンで、前年に比べると88%に、35年に比べると53%に減少している。他方、39年の薪生産量は1億6000万束で、35年に比べると63%に減少している、このような薪炭生産の急激な減少は、燃料消費構造の変化によるものであるが、薪炭材に対するチップの需要が増加したことも影響していると考えられる。

また、特殊林産物の総平均生産指数をみると、39年は前年を約30%も上回り、近年にない大幅な伸びを示しているが、品目別にみるとかなり差異がある。すなわち、食用となるものについてみると、しいたけ・なめこ等の生産は年々大きく伸び、くり・くるみ等の樹実の生産は、需要の増大にもかかわらず横ばいの傾向にある。これに対し、あぶらぎり樹実・あべまき樹皮等の工業原材料は、全般的に減少の傾向にある。また、竹材は、37、38年には増加傾向にあったが、39年は前年に比べ9%の減少を示している。

### 3. 林業経営の動向

#### (1) 私有林経営の動向

私有林経営のうち林家の保有する森林の人工林率をみると、全体の平均では36%となっているが、これを林地保有規模別にみると、3ha未満の階層では、人工林をもたぬ戸数と人工林率80%以上の戸数の占める割合が極端に高く、50ha以上の大規模階層にあっても、前者ほど顕著ではないが、それとほぼ同様の傾向がみられ、これに対し、両者の中間階層にあっては、人工林率10~60%程度の戸数の占める割合が比較的高い。

さらに、これを地域別にみると、その地域間格差は非常に大きく顕著な特徴がみられる。まず、東海（静岡・愛知・三市）、南近畿（奈良・和歌山）等の先進的地域では、人工林率は規模が大きくなるほど高く、これに対し九州地域では、1~5haの小規模階層が最高となっており、それより上層になるにしたがい徐々に低下している。また、東北・北陸・北海道などの後進地域では、人工林率は、1ha未満の零細階層が最高であり、それより上層になるにしたがいかなり低下し、さらに中国地域では、上層になるにつれわずかながら高くなっている。

また、規模別に林産物の販売状況をみると、5ha未満の小規模階層では木炭と薪の生産、販売、5~20haの中規模階層の下層では薪炭原木の販売、20~50haの中規模階層の上層では用材立木と薪炭原木の販売、50ha以上の大規模階層では用材立木と素材の販売がそれぞれ重要な収入源となっている。

さらに、私有林経営の主要な不在手である5ha以上の林家について、その林業経営の

状態を詳しくみることにする。

まず、5～50haの中規模階層についてみると、人工林率が高いものほど用材収穫量が多く、反対に薪炭材販売や薪炭生産が少なくなっているが、その下層に当たる5～20ha規模階層では、人工林率の高いものでもかなり木炭生産に依存している。また、毎年の造林活動をみると、規模の小さい層ほど活発に造林を行なっている。さらに、労働力の単位面積当たり投下量は、人工林率の高いものおよび規模の小さい階層ほど多く、造林活動の傾向とほぼ同じである。また、この階層における経営の成果を年間の現金収入から経費を控除した林業現金所得についてみると、上層においても下層においても単位面積当たりではその差はあまりみられないが、雇用労働を含む単位労働時間当たり現金所得でみると、下層よりは上層が大きく、なかでも人工林率の高いものが低いものに比して大きい。すなわち、一時間当たり所得は、この階層の平均では321円であるが、人工林面積30ha以上の階層では414円となっている。

つぎに、50ha以上の大規模階層についてみると、造林事業においては、38年にはこの階層の45%が植付けを、94%が森林の保育を行なっているが、その保有面積に対する植付け面積の割合は1.9%で、中規模階層のそれよりかなり低い水準にある。また、その林産物販売状況をみると、約半数が立木販売をしているが、木炭販売を行なったものは全体の12%に過ぎない。保有山林に対する事業の実行形態を事業別にみると、素材生産では労務者を雇って実行したものが半数をこえ、請負委託等の方式によるものも少なくないが、造林事業では労務者を雇って実行したものが90%となっていて、他の方式によるものはきわめて少ない。さらに、1戸当たり平均投下労働量をみると、造林事業への投入が全事業中もつとも多く、伐出事業への投入はきわめて少ない。

最後に、この大規模階層の経営の内容の差異を、全国の主要な地域すなわち東北・北陸、東海・近畿、中国、四国・九州に区分してみると、まず、山林経営がもっとも収入の多い仕事であるものは、東海・近畿では70%余りと高く、四国・九州では半分をこえているが、東北・北陸および中国では40%足らずである。また、林産物の収穫および販売、育林事業、労働投下等の面からみても、この順位は同じである。このような経営活動の差によって、これらの経営者の関心を持つ問題の性格も、東海・近畿では税金および労務問題、東北・北陸および中国では労務および資金問題、四国・九州では労務および税金問題の順となっている。

## (2) 公有林野経営の動向

公有林の所有森林面積は284万haで、わが国森林面積の11%に当たる。このうち、都道府県有30%、市町村有51%、財産区有19%となっているが、市町村有と財産区有では、官

行造林や県行造林に提供している林地がかなり存在しているため、その所有面積よりも保有面積が少なく、これに対し、都道府県有は所有面積よりも保有面積が多くなっている。また、公有林のうちには、旧慣に基づいて地域の住民の利用に委ねられ、林業の側面からみれば粗放に経営されているものが多い。

公有林は、その面積の約 70%が天然林であり、立地条件からすれば、技術的にはまだかなり人工造林拡大の余地が残されている。39年の人工造林面積は、4万8000haで、わが国の全人工造林面積の12.8%を占めているが、最近造林はかなり順調に進み、拡大造林の割合が非常に高くなっている。また、39年における公有林からの素材供給量は332万m<sup>3</sup>で、わが国全素材供給量の6.6%に過ぎない。なお、その販売方法は立木処分によるものが圧倒的である。

### (3) 国有林野経営の動向

国有林野の経営は、法の定めるところに従って、公益的使命に必要な考慮をはらいつつ企業的かつ計画的に運営されることになっているが、最近における木材価格の停滞傾向と伐採量の増加に限界があることなどから、その収入が伸びなやみ状態にあるのに対し、給与・賃金等の人件費、林道・機械等の設備投資、拡大造林等の造林投資、種々の林政協力事業費等の経費が増大し、収支の悪化から企業的運営にかなりの困難性を加えつつある。このため、政府は中央森林審議会に対し、今後における国有林のあり方につき諮問し、審議が行なわれていたが、40年3月末に「国有林野事業の役割りと経営の在り方」に関する答申が出された。

なお、39年度における国有林野事業の主なものはつぎのとおりである。すなわち、用材伐採量は1,949万m<sup>3</sup>、素材販売量は520万m<sup>3</sup>となっている。また、造林事業では、拡大造林の推進に努めているが、これに伴い各種造林技術の向上も図っており、その人工造林面積は8万haである。さらに、林道事業では、従来の森林鉄・軌道の自動車道への改良と自動車道の新設等を進め、39年度末における自動車道の延長は約1万9500kmとなっている。

## 4. 林業労働の動向

### (1) 林業労働の概要

林業労働者は主として山村の農民であるが、近年、山村農民の都市産業への流出がはげしくなり、その減少率は他の地帯よりも高く、39年には3.1%となっている。このような動向を反映して、林業就業者数の全産業就業者数に占める割合は、35年度の0.9%が39年度に



は 0.8%に低下している。

林業労働のうち造林労働は、その性格上季節的、臨時的であるため、必ずしも専業労働者を必要とせず、農家の兼業労働として、青・壮年のみならず女子および老年労働者によって行なわれている。これに対し、伐出労働は作業内容が単純でなく、一般にその事業が山林所有者以外の素材生産業者等によって行なわれる場合が多いので、造林労働よりも雇用労働に依存することが多い。最近この分野においても、林業機械の導入が進み、専門的な労働者に依存する方向に進んでいる。しかし、伐出事業では、その経営規模が平均して小さく、恒常的なものが少ないので、その労働は不安定、不規則であるのをまぬがれない。

なお、総理府統計によれば、39年度における林業雇用労働者数は、22万人で、これに林業の自営業主9万人およびその家族従事者6万人を加えると、林業就業者数は37万人となっている。

## (2) 労働賃金の動向

林業労働の賃金形態は、定額制と出来高制に大別され、一般に植付け労働は、その性格上定額制がとられているが、その他の造林労働と伐出労働においては出来高制が支配的であり、なかでも、伐木造材では個人出来高制、集運材では共同出来高制が一般的である。

伐出労働者の賃金は、地域別、職種別によってかなり差がある。39年度の伐出労働の平均賃金は、約1,100円程度であるが、最近、チェーンソーがかなり使用されるようになってから、チェーンソー持伐木夫のなかには、日当3,000円以上をとるものが20%余りも占めるに至っている。また、35年以降39年までの間において、人力による伐木夫と集運材夫の賃金上昇率をみると、年平均で、伐木夫16%、集運材夫20%とかなり高い割合で伸びている。しかし、この間において、伐木夫の賃金年平均上昇率は、全産業の労働者のそれよりも高いが、建設業の労働者よりはわずかに低い伸びを示している。

他方、造林労働者の賃金をみると、全国平均で、日給払い、男子950円、女子570円、出来高払い、男子1,500円、女子900円程度であり、日給払い、出来高払いとも女子は男子の約60%であるが、賃金階層別にみると、男子では1,000～1,600円、女子では400～800円が圧倒的に多い。また、その賃金の推移をみると、37年から39年までの年平均上昇率は、男子では、日給払い15.2%、出来高払い10.1%、女子では、日給払い9.6%、出来高払い15.3%となっている。

## (3) 労働災害等の動向

38年度における林業労働の災害発生件数をみると、約3万件で、全産業件数の2.7%に当たり、このうち、死亡が314件(5.6%)、労働不能が1,160件(2.1%)で、ここ数年来あまり増減はないが、災害件数の「年千人率」は全産業中鉱業について高い。

このような労働災害を補償する労災保険制度については、林業の場合は、労働者を常時または年間延300人以上雇用する事業所が強制適用事業とされているが、それ以外は任意適用事業とされている。39年9月末における同保険適用事業場は約5万カ所、適用労働者数は約35万人である。また、失業保険の適用事業所数は40年7月末現在で約2,000カ所、被保険者数は約6万7,000人となっている。

なお、民有林における労働組合の組織化は一部の林業先進地帯を除き低調であって、38年6月現在では、組合数82、組合員数約7,300人となっている。

## I 国民経済と林業

### 1. 国民経済における林業の地位

わが国の経済は、戦後、とくに昭和30年頃から急激な成長をみせ、世界にも比をみない高度の成長を実現した。しかし、最近39年から40年にかけてのわが国経済は、国内の設備投資の一巡、開放経済体制への移行などの要因によって複雑な問題を提起してきた。

39年度においては、生産、設備投資および雇用等の経済規模は、下期においては勢いがおとろえたとはいえ、ほぼ堅調に拡大をつづけ、国民総生産は対前年度比で名目14.7%、実質11.1%の成長をとげ、鉱工業生産も39年には対前年比17.2%の伸びを示した(表I-1、図I-1)。

とくに、国際収支は、38年末からの金融引締め措置の影響もあって39年6月には黒字に転じ、39年度全体でも経常収支、資本収支ともに黒字を出し、対前年度比では経常収支の増が資本収支の減少をカバーしている。しかも、これが、従来の国際収支の改善のように、輸入の減少というよりも輸出の拡大によって実現されたことは、海外経済環境の好調や引締めによる輸出圧力の増大などにもよるが、一面、わが国産業経済の国際競争力が、重化学工業を中心として次第に強まってきた結果といえる。

しかし、このような経済の総体的活動の進展も、39年度下期にはいってその勢いは鈍化

し、鋳工業生産の伸びも急におとろえ、また、個々の産業においては、企業収益の低下、倒産の増加等不況の様相が継続し、この傾向は、40年度にはいっても容易に解消のきざしをみせなかった。

以上のような一般経済の動向のなかで、林業はその直接、間接の影響をうけてきた。すなわち、林業においては、その生産物である林産物の市況の停滞、外材や代替財の進出による需要構造の変化、労働力不足などの影響があらわれた。しかも、このような現象は単に一時的現象ではなく、経済成長の過程に生じた構造的なものも多いと考えられる。

国民経済総体としては、成長が鈍化したとはいえ、なお傾向的には拡大基調に大きな変化はないのであるが、このなかにおいて、林業は年々その地位を低下している。これを産業別の名目国民所得によってみると、35年度から39年度の間において、林業所得の全産業所得に占める比重は、2.0%から1.6%へ低下している（図I-2）。また、林業就業者数は、全産業就業者数に対し同期間に0.9%から0.8%となり、その他の指標をとってみてもいずれも漸次低下している。

また、林業の地位を国民経済における固定資本および在庫（増）の形成に対する寄与率によってみるために、農林省「産業連関表」によって試算すると、35年から38年の間に、林業では、その寄与率が4.1%から2.9%へと低下している（表I-2）。なお、林業に製材・合板・チップ工業等の木材関連産業を加えてみても、その寄与率は5.4%から4.3%へと低下している。

このような林業の地位の低下の背景を探るためには、木材その他の林産物に対する需要構造そのものの変化をみなければならない。一般的にいえることは、国民経済の成長の結果、林産物需要そのものが大きな構造変化を起していることである。まず、木材の需要については、徐々に増大しながらも、逐次他産業における技術革新や生活様式の変化などによって、代替財にとってかわられていることである。薪炭材についてはとくにその傾向が強く、プロパンガス、灯油などの需要増大は著しいものがある。さらに、特殊林産物については、しいたけなど一部食用のものを除いては、その重要性が減少しつつある。

いま、林産物に対する需要構造の変動と林業生産との関連を「産業連関表」による感応度（林業部門が各部門の最終需要の変動によってうける影響の大きさを示すもの）によってみると、全産業の感応度の平均を100とした場合、林業では300台を示し、他産業の最終需要の影響を強くうけている。しかし、35年から38年の期間において、林業の感応度は347から315へとやや低下してきた。このことは、代替財、輸入材などの進出等によって、国内林業が国民経済からうける影響の程度が小さくなったことを暗示するものである。な

お、合板工業・チップ工業および建設業等においては、感応度はむしろ上昇している。

さらに、産業連関表によって、この林業生産活動に対する影響を要因別に試算すると、35年から38年までの間において、林業の産出額(35年価格)は、つぎのような要因によって、結果的に2.3%減少した。すなわち、設備、在庫投資の増大により31.6%、家計などの消費の増大により4.1%および輸出などの増加により0.8%、計36.5%の産出額の増大が誘発されたにもかかわらず、投入構造の変化(代替財の進出など)により28.4%、輸入構造の変化(外材輸入の増大など)により10.4%、計38.8%の産出額の減少が誘発され、その相殺の結果、総体では2.3%の減となったのである(図I-3)。

上述のように、林業の地位の低下は、他産業における需要構造の変化に大きく影響されるが、しかし、他産業においてこのような変化が生じてきたのは、経済の高度成長ということはあるにしても、林業側において、増大する需要に対応し得なかったことにも、一半の原因があるといえることができる。

## 2. 開放経済体制の進行と林業

わが国は、35年6月に「貿易為替自由化計画大綱」を発表し、それ以降、貿易および為替の自由化を進めてきたが、39年4月には、IMF8条国へ移行するとともに、OECDへ加盟することによって、名実ともに開放経済体制へ移行した。

林産物についての貿易自由化は、すでに、26年1月のラワン丸太をはじめとして、比較的早い時期に行なわれた。その後、若干の曲折を経ながらも、39年1月にはラワン製材・合単板の自由化を行ない、これにより、林産物のほとんどのものの自由化を完了した。このように、林産物について、早くから貿易の自由化が進められたことは、加工貿易による合板輸出の振興を図るとともに、国内における木材供給不足を緩和し、その価格を安定させることを目的としたものであった。しかしながら、最近におけるわが国の木材貿易の動向をみると、合板などを中心とする木材の輸出は、37年以降停滞しており、わが国の全輸出額に占める比重も年々低下しているのに反し、その輸入額は年々増加して、39年には1,578億円にも達した(表I-3)。

しかも、現在輸入されている外材の内容は、わが国林業が供給し得ない特殊用材にとどまらず、一般建築用材にまで浸透し、製材品などの製品をも加えて、39年の外材供給量は、わが国の用材供給量の27%を占めるに至り、最近においては、国産材との競合関係が問題とされるようになった。

さらに、国際経済における進展の方向をみると、以上のような問題のほかに、つぎのような新たな問題が付加されようとしている。そのひとつは、38年5月のガット大臣会議において決定された関税一括引下げ交渉（ケネディ・ラウンド）の開始であり、他は39年3～6月に開催された国連貿易開発会議以降における低開発国問題の進展である。

第一のケネディ・ラウンドについては、その終局的な目標は、関税引下げなど貿易障害の大幅な緩和によって、貿易の拡大を図ろうとすることにある。この関税の引下げは、原木についてはほとんど無税であるから影響は少ないであろうが、外材製品については、これによって輸入が増大することとなれば、直接的にはほとんどが中小企業である木材関連産業にとって、間接的には林業経営体にとって、かなりの影響がでてくることも考えられる。

第二の低開発国問題とは、主として一次製品の生産国である多数の低開発諸国の経済の発展を援助するために、先進国が一層の援助や協力を行なうこと、これらの低開発諸国の貿易拡大のため、先進国は、数量制限、関税および内国税等の貿易障害の軽減除去などを通して、これら諸国の一次製品や製品の輸入を増大すること、さらに必要があれば、貿易についての無差別平等の原則を修正し、低開発国に対して特別の措置を認めることなどが内容である。わが国の貿易額のうち、39年において、低開発国への輸出額は46%、これからの輸入額は41%におよぶ現状からして、これらの要請に対して、慎重な考慮を払わなければならない。

しかし、これら低開発諸国の大部分が一次製品の生産国であり、また製品についても一次産品を原材料とする比較的低次の加工産品を中心としているので、低開発国問題に関する対策の内容によっては、わが国の林業や木材関連産業に少なからぬ影響を与えるおそれがあるであろう。したがって、以上のような諸問題の対策を実施するに当たっては、国内林業および木材関連産業の構造改善やその生産性の向上を図るための国内施策とあいまって、その対策を慎重に進める必要がある。

### 3. 山村の動向と林業

林業生産は、主として山村において行なわれるため、林業と山村の間には密接な関係がある。すなわち、労働力の給源や生産の場を山村に依存する林業の生産構造の特殊性が存在するとともに、他方山村経済は、林業の発展に大きく依存している。

まず、山村農業の現状についてみると、第一に、耕地規模の零細性があげられる。たとえば、農林省「昭和39年度農業調査」によれば、1戸当たり耕地面積（北海道を除く。）は、山村0.75ha、農山村0.88ha、平地農村1.05haとなっており、山村農家の保有する耕地規模

はかなり零細なものとなっている。第二に、これらの零細な耕地をめぐる自然条件の劣悪さと農業技術の浸透の困難性が、山村農業の生産性を低くしていることである。第三に、近年やや作目の変化がみられるにしても、山村農業の主要な生産物はこく類等、自給的作物であり、野菜、果樹等の商品作物の生産はあまり進んでいない。

したがって、農業所得は低く、農林省「昭和 39 年度農家経済調査」によれば、1 戸当たり年間所得（北海道を除く。）は、山村 23 万円、農山村 28 万円、平地農村 38 万円で、山村におけるその低さが注目される。

つぎに、経済地帯別農家の所得についてみると、39 年における 1 戸当たり年間所得は、山村 57 万円、農山村 59 万円、平地農村 70 万円となっており、山村農家の所得は他の地域に比較して低く、しかもその 60% は、賃労働収入、職員俸給収入、林業所得など農外所得に依存しているのが実態である。

以上のように、山村における農業および農家の所得は他の地域にくらべ低い水準にあるが、さらにその恵まれない生活環境とともに、ここに深刻な山村問題をもたらしつつある。

この結果、後述するように、山村からの若年層の離農、人口流出は著しく、農業は残された老人および婦女子に任されている状態である。すなわち、農家人口の純減率（年度初めの総人口に対する流出数から流入数を差引いた純減少数の比率）は、山村においては平地農村や農山村よりもはるかに高く、農林省「昭和 39 年度農家就業動向調査」によれば、山村 3.1%、農山村 2.3%、平地農村 2.0%となっている。また、出稼ぎ者の 93% を占める男子の出稼ぎ状態についてみても、山村ほど多く、39 年度におけるその出稼ぎ率（15 才以上の勤務を除くもののうち、出稼ぎに出たものの割合）は、山村 6.0%、農山村 5.0%、平地農村 3.1%となっている。このため、主として山村農民を供給源とする林業労働力は減少し、労賃の上昇と労働力の質的劣弱化をもたらしつつある。

山村におけるこのような動向は、それ自体ひとつの問題であって、山村の社会的、経済的諸条件の整備その他総合的な施策により解決を図るべきであるが、林業生産の振興を図る立場からも、この山村の動向は好ましいものではない。ここに山村振興対策の必要なひとつの理由がある。

## II 林産物需給の動向

### 1. 林産物需給の概況

昭和 36 年に米材の大量輸入をみるまでは、木材の旺盛な需要に対する供給の不足状態が一貫し、木材価格の高騰が需給の不均衡を端的にあらわしていた。しかし、36 年以降、米材を中心とする外材輸入の増大に加えて、一般経済動向の変化が従来の需給状態に変化をもたらした。すなわち、外材が国産材の不足を補充する役割を果たすようになり、36 年頃まで高騰をつづけた木材価格も、その後、景気変動に伴う若干の騰落はみられるが、一応安定した水準を維持するようになった。

以下、35 年から 39 年に至る木材需給状態の変化を林野庁「木材需給表」（製材・パルプ・合板・繊維板等丸太以外のものは、すべて丸太材積に換算）によって検討することにする。

需要は、国内需要と海外需要に区分し、供給は、国産材と外材とに区分する。需要量を総数でみると、35 年には 7,130 万 m<sup>3</sup> であったが、年々増加し、39 年には 7,898 万 m<sup>3</sup> となり、35 年に比べ 11% 増となっている。しかし、国内需要と海外需要（輸出）とでは動向が対照的である。すなわち、国内需要の総数をみると、35 年以降一貫して増加し、39 年の対 35 年比は 111% となっているのに対し、合板・製材品などの加工品を中心とする海外需要は年々減少し、39 年の対 35 年比は 90% となっている。この減少の原因は、ラワン合板輸出の停滞がもっとも大きなものである（図 II-1）。

国内需要は、総数でみるとたしかに増大しているが、用材・薪炭材別にみると、用材が 35 年より 27% 増加しているのに対し、薪炭材は 45% の減となっている。

つぎに、供給側の内容をみると、国産材が概して減少傾向を示しているのに対し、外材が著しく増大しているのが特徴的である。すなわち、用材についてみると、国産材の供給量は、35 年には 4,901 万 m<sup>3</sup> であったが、39 年には 5,166 万 m<sup>3</sup> で 35 年の 5% 増となっており、その伸びはきわめてゆるやかである。これに対し、外材の供給量は、35 年には 754 万 m<sup>3</sup> であったが、それ以降毎年 300 万 m<sup>3</sup> 前後の増加をつづけ、39 年には 1,917 万 m<sup>3</sup> となり、わずか 5 年間に 2 倍半以上に達した（図 II-2）。この外材の増加は、35 年以降の木材需給のなかでもっとも注目すべき点であり、需給安定上に果たした役割は大きい。外材を丸太・製材・その他別にみると、製材の増加率がもっとも大きく、その供給量は、35 年には 21 万 m<sup>3</sup> に過ぎなかったものが、39 年には 130 万 m<sup>3</sup> となっている。

つぎに、39 年における木材需給の構成をみることにする。需要部門のうち、海外需要は総需要量の 3% 足らずで、その比重はきわめて低く、国内需要が大部分である。国内需要のうち製材用が約 4,600 万 m<sup>3</sup> で、その 58% を占め、ついでパルプ材用が約 1,505 万 m<sup>3</sup> で 19% を占め、この両部門が国内需要量の約 80% を占め、主たる需要部門を構成している（図 II-3）。

一方、供給部門では、用材についてみると、国産材 5,166 万 m<sup>3</sup> に対し外材が 1,917 万 m<sup>3</sup> となっており、外材の用材供給量に占める割合は 27%となる。同じ割合を 35 年についてみると 13%であり、この期間における外材輸入の増加が著しい。また、用途別では、製材部門に供給された丸太がもっとも多く、国産材で 3,447 万 m<sup>3</sup>、外材で 1,099 万 m<sup>3</sup> となっており、第 2 位がパルプ材として供給された丸太で、国産材では 1,165 万 m<sup>3</sup>、外材では 26 万 m<sup>3</sup> となっている（図 II-4）。

さらに、薪炭需要についてみると、その減少は著しい。これは、プロパンガス・灯油などの代替財の進出による燃料消費構造の変化が大きな要因である。すなわち、木炭の需要量は、39 年には 35 年の 53%に、39 年には 35 年の 53%に、また薪にあつては 63%に減少している。

## 2. 木材の流通と木材工業

### (1) 木材の流通機構

#### ア. 素材の流通

素材の流通状況を農林省「木材需給動態調査」によってみると、製材工場などへの素材入荷量は、35 年から 39 年までに 20%の増加率を示している。しかし、その増加の大半は外材の増加によるものである。すなわち、39 年の素材入荷量 6,637 万 m<sup>3</sup> は 35 年より 1,118 万 m<sup>3</sup> の増加を示しているが、その内訳をみると、国産材は 216 万 m<sup>3</sup> の増加に対し、外材は 902 万 m<sup>3</sup> の増加を示している（表 II-1）。したがって、素材の流通をみる場合も、外材の流通にはとくに注目する必要がある。そこで、このうち、製材・パルプ・合板等主要な需要部門の入荷状況についてみることにする。

まず、これらの部門に対する都道府県別の素材の入荷量を中心として、35 年と 39 年とにどのような変化があったかをみる。外材入荷量が 50 万 m<sup>3</sup> 以上の大量となっている都道府県数は、35 年の 4 県から 39 年の 9 県に増加する一方、10 万 m<sup>3</sup> 未満の外材入荷量の少ないものは、35 年には 35 県におよんでいたものが 39 年には 12 県と減少しており、輸入量の増大に伴い、その入荷が特定県への集中的入荷傾向からより広汎化していることがわかる。これに伴って、各都道府県における外材依存度は当然高まっている。35 年と 39 年の外材依存割合の変化をみると、10%未満の依存割合の少ない県は、35 年の 32 県に対し 39 年の 14 県に減少するとともに、50%以上を外材に依存する県は、35 年の 2 県に対し 39 年の 5 県に増加し、その依存度は著しく高まっている。このような外材依存度の高まりは、国産



材の入荷経路に少なからざる変化を与えている。これを自県材と他県材の入荷割合でみると、35年から39年の間に、各都道府県における国産材入荷総量に対する自県材入荷量の割合が増加した県が多く、それは31県に達している。また、全国総数の自県材入荷割合をみると、35年に75%であったものが39年には82%となっている。

このように、39年は35年にくらべて素材の調達範囲はせばめられているといえるのであって、その理由としては、素材価格の地域格差が少なくなりつつあることや、製材・パルプ産業等における経営合理化のあらわれなども考えられるが、もっとも大きな原因としては、他県材入荷分を外材によって代替させる傾向が強まってきたものと考えられる。

つぎに、わが国でも有数の素材生産県であり、同時に製材生産県でもある静岡県の場合を例にとってみると、30年には、国産材入荷量に対する他県材入荷割合が63%であって、他県からの入荷が非常に多かったのであるが、35年には52%、39年には38%（89万m<sup>3</sup>）となり、他県からの入荷は減少し、そのかわりに外材入荷量が増加し、その依存割合は30年には7%、35年には14%、39年には36%（132万m<sup>3</sup>）と激増している。

また、30年に静岡県への素材移出量のもっとも多かった県は広島県であるが、この広島県における出荷範囲の変化をみると、30年には45都道府県に出荷していたものが、39年には22県に減少し、北海道・東北・関東方面等への出荷がなくなっている。

さらに、素材の流通機構についてみることにする。39年においては、製材工場では素材で購入する場合が立木伐採する場合よりはるかに多く、入荷数量では前者が70%、後者が30%の割合となっている。素材購入分をさらに木材市場からの購入分と、それ以外に分けると、木材市場以外分が素材購入分の77%を占めており、国あるいは木材販売業者から購入するケースが多い。ただ、奈良県、三重県等においては木材市場からの素材購入量が著しく多くなっている。

#### イ. 製材品の流通

39年の製材品の出荷量（手持材による販売量のみ）は、2,544万m<sup>3</sup>であるが、これを出荷先別にみると、自県向けが59%で、他県向けよりもやや多い。しかし、この出荷先は各都道府県によって大きな相違がある。すなわち、自県向けが50%以上の県は33県、50%未満、つまり他県向けを主としている県は13県である。他県向けのうち、東京・大阪・愛知の3大消費地向けは78万m<sup>3</sup>で、他県向け総量のうち76%を占め、これら消費地が製材品流通において重要な位置を占めている（表Ⅱ-2）。東京・大阪・愛知における製材品の入荷量（手持材による販売量のみ）をみると、38年には814万m<sup>3</sup>、39年には782万m<sup>3</sup>と

なり、39年に前年への入荷量より入荷量が減少しているのは全国の動向と同じである（図II-5）。39年についてみると、東京都への出荷の多いのは秋田・静岡・和歌山等の諸県で、遠隔地からの輸送がかなりの比重を占めているが、大阪の場合には、和歌山・奈良・愛媛等比較的近距离からの入荷量が多い。愛知の場合には、自県材入荷量が半分以上を占め、それを岐阜・三重等の隣接県材がおぎなっている。

製材品の流通を取引機構の面からみると、産地製材工場は、木材市売市場・木材販売業者・直接消費者のいずれかのルートによるのであるが、39年についてみると、出荷量2,544万m<sup>3</sup>のうち、直接消費者向けが44%でもっとも多く、木材販売業者向けが39%、木材市場向けが17%となっている。直接消費者分が多いのは、さきに述べたように自県向け出荷が多いことと対応し、製材品の流通においては、自県内の消費者に直接販売するルートがもっとも多いことを意味する。木材市売市場への出荷は、大消費地への場合が多く、木材販売業者への出荷も、他県出荷の方が多くなっている。また、出荷先別出荷量を製材工場の規模と関連させてみると、製材用動力の出力数7.5～22.5kWの小規模層では、直接消費者向けが圧倒的に多いが、規模が大きくなるにつれてその割合は少なくなり、販売業者向けの割合が多くなっている。なお市売市場への出荷量は、相対的には小規模層が多い。

39年から40年にかけての東京における製材品取引機構をみると、市売市場の後退と木材センターの進出が目立っている。戦前、東京市場においては、付売問屋が木材の卸売過程を担当していたが、戦後は、製品市売が急速に発達し、木材センターが開設されるまでは、このふたつの機関が東京市場の卸売機構であった。しかし、最近に至り市売市場ルートは退勢の気配がつよく、東京市場における市売売上数量は、35年には製材品入荷量の59%を占めていたものが、39年には45%にまで低下している。

こうした状態のなかで、市売市場は経営合理化の必要にせまられ、一方、付売問屋のルートの場合も需要地域の移動、合理化策の一環等として、木材センターという卸売形式に新しい道を求め、39年から40年上半期にかけて東京都を中心に10カ所近く新設をみたのである。この木材センターは、多数の木材問屋などが、木材センター経営者による一定の設備の中に販売店を常設している形式の卸売機構であるが、この木材センターの新設が、従来の市売市場、付売問屋ルートに影響を与えはじめている点は注目される。

なお、製材品以外の製品の流通機構においては、在来の問屋を経由するものと、商社の進出とが問題となっている。とくに、内需ラワン合板においては、従来、メーカー・問屋・小売のルートが強固に守られていたが、生産規模の拡大、資金的裏付けの必要性等からメーカーと商社の結び付きがますます、合板の流通機構も変化しようとしている。

## ウ. 木材の輸送

木材の輸送手段は大きく変化しつつある。すなわち、35年には、東京・大阪・名古屋への木材輸送量は、鉄道が312万m<sup>3</sup>、船が216万m<sup>3</sup>、トラック279万m<sup>3</sup>で、鉄道による輸送量が首位を占めていたが、その後、鉄道・船の輸送量の減少、トラック輸送の増大により、36年には、すでにトラック輸送量が首位となり、39年においては、トラック48%、鉄道30%、船22%の割合になっている（表II-3）。

トラック輸送の増加ということは、単に輸送技術の向上を意味するだけでなく、流通機構そのものをも変化させている。すなわち、産地と小売業者などでその直接取引が増加している。静岡県から東京都への出荷量を例にとり、37年と39年における変化をみると、市売への出荷は9万m<sup>3</sup>から6万m<sup>3</sup>に減少しているが、販売業者への出荷は25万m<sup>3</sup>から29万m<sup>3</sup>に増加している。この変化は、一方では市売の後退を示すものではあるが、他方では上に述べたような流通機構の変化を示しているものである。

## (2) 木材工業の動向

木材工業においては、最近、一般に、規模の拡大、資本装備の高度化および集団化への方向が進められている。しかし、39年の木材市況は、金融引締め基調のうちにそれほど活況をみせることもなく推移し、また、木材工業界においても、他産業におけると同じように、その経営状況は良好であるとはいえない。以下、木材工業の主なものについて、製材・合板・パルプ・チップ各部門ごとにその動向をみることにする。

## ア. 製材工業

製材品生産量は39年には3,268万m<sup>3</sup>で、対前年比は106.1%となり、出荷量も3,285万m<sup>3</sup>で、対前年比は105.9%とたっている。用途別の出荷量の割合をみると、建築用材69.6%、木箱仕組板・こんぼう用材9.5%、土木建設用材6.3%、その他用材14.6%となっている。

つぎに、製材工場についてみると、工場数は39年12月現在2万7899工場であるが、製材用動力の出力階層別の動向をみると、35年以降7.5kW以上22.5kW未満の小規模層は一貫して減少しているのに対し、22.5kW以上のすべての階層は増加している。とくに、75.0kW以上の大規模層の増加は著しく、35年12月現在の工場数782に対し、39年12月現在のそれは1,640であって2倍以上の増加である。このように、製材工場は、大型化の傾向をたどっており、1工場当たりの平均出力数は、35年12月現在の23.4kWから39年12月現在には31.6kWに増加している（図II-6）。

製材用機械の設備状況をみても近代化が目立っている。すなわち、帯のこ盤についてみると、自動ローラー送りテーブル式が、39年には対36年比185%と増加しているのに対し、手押送材車付は、対36年比86%と減少し、人力を要することの少ない新しい機械の導入が積極化している。また、自動送材車付帯のこ盤設備台数を出力階層別にみると、7.5kW以上22.5kW未満小規模層では1工場平均0.3台、22.5～37.5kW階層では0.7台、37.5～75.0kW階層では1.0台、75.0kW以上の大規模層では1.6台となっている（表Ⅱ－4）。

素材入荷量の動向を出力階層別にみると、外材入荷量が激増していることは、いずれの階層でも共通している。また、国産材の入荷量は36年以降37.5kW以下の小規模層では逡減しているのに対し、37.5kW以上の大規模層では逡増している（表Ⅱ－5）。

以上のように、製材工場は、逐次、近代化の方向へ進展しつつあるが、それにもかかわらず、その経常内容は、全面的に改善されているとはいえない。38年度についてみれば、売上高、純利益ともに前年を上回っているが、一方では自己資本率の低下、流動比率の悪化等をきたし、財務比率は、37年度にひきつづき悪化傾向を示している。また、階層別にみても、純利益額の伸び率は、大規模層が小規模層より大きいが、財務比率の悪化は、かえって大規模層において顕著である。

#### イ. 紙パルプ工業

39年のパルプ生産量は、502万トンで対前年比は109.8%であり、顕著な増加をみせた。洋紙・板紙においてもそれぞれ生産の伸びは大きく、対前年比は、洋紙は112.6%、板紙は121.2%となっている。39年の紙パルプ工業は、拡大基調をもつて出発し、4月には前年から継続されていた操業短縮が全面的に解除され、年間を通してみた場合は上述のような伸びを示した。

しかし、後半期に至り、政府の金融引締政策が浸透すると、需要も伸びなやみ、年初の拡大基調にも変化がみられてきた。いま、それを生産・出荷・在庫指数等によってみることにする。

生産指数は、39年10月の162.7（35年を100とする。）をピークとして低下し、40年にはいってもその傾向をつづけており、生産者出荷指数も同様の傾向を示している。いま、この生産指数の伸びと出荷指数の伸びを35年を基準として対比してみると、37・38年は出荷指数の伸びが生産指数のそれを上回っており、この産業部門の健全な発展ぶりをうかがうことができるのに対し、39年はわずかではあるが、生産指数の伸びが出荷指数のそれを上回

っている。

また、39年を月別にみると、5月以降は、12月を例外としてすべて生産指数の伸びが大きい。つまり、39年後半から出荷に対して生産の過剰気配があらわれはじめ、在庫指数についても一貫して上昇しているのである（表Ⅱ－6）。

このような生産の拡大は生産施設の増大に裏付けられている。39年における生産能力指数および稼働率指数をみると、ほとんどの部門で前年を大きく上回っている。生産能力指数は、紙パルプ工業全体で152.3（35年を100とする。）で、38年に比べ9%の上昇を示し、稼働率指数も3.5%の上昇を示している（図Ⅱ－7）。また、39年12月現在のパルプ日産能力は、1万7287トンで前年同月の26%増となっており、紙の部門でもそれぞれ前年以上の日産能力を備えてきている。

上述のような基調は、40年にはいっても持ち越され、業界においては、設備投資の調整、パルプ原料としてチップ利用の積極化等合理化の方向が目立ってきた。なお、最近業界においては、外国チップの輸入に対して積極的な関心を示している。

#### ウ．合板工業

合板工業においては、39年には普通合板・二次加工合板ともその生産量が前年を大きく上回っている。すなわち、農林省「木材需給動態調査」によれば、39年の普通合板の生産量は約6億6000万m<sup>2</sup>で、前年より15%の増、二次加工合板では約1億6000万m<sup>2</sup>で、前年より28%の増となっている。35年を100とする指数で見ると、合板工業全体としては生産指数228.6、出荷指数225.6、在庫指数290.9となり、過去5年間におけるこの産業の伸長率が全木材工業の場合を上回って大であったことを示している。普通合板・二次加工合板別にみると、後者の発展がとくに著しく、生産指数では335.7、出荷指数では333.1となっている。しかし、これらの指数を総合してみると、39年では普通合板・二次加工合板ともに出荷指数の伸びは生産指数のそれを下回り、在庫指数の伸びは目立って大きくなっている（表Ⅱ－7）。

合板の輸出量をみると、35年には合板輸出量の78%近くを占めていたラワン合板が、39年には合板輸出量の55%にまで低下している。このようにラワン合板の輸出量は、全体のウェイトにおいてもまた絶対量においても後退が著しいが、国産材合板は非常に伸び、ラワン合板と逆の傾向を示している点が注目される（図Ⅱ－8）。

#### エ．木材チップ工業

木材チップ工業は、パルプ工業における需要の増大、繊維板工業の発展等により急速に伸びてきたが、39年においてもその生産は増大している。すなわち、39年の生産量は749万m<sup>3</sup>で、対前年比108%となっている。このうち96%はパルプ用で、残りが繊維板用に向けられているが、その需要の大宗を占めるパルプ工業における原料消費の動向をみると、35年にくらべチップ消費量が飛躍的に増大している。すなわち、35年のチップ消費量は284万m<sup>3</sup>に過ぎなかったが、39年には755万m<sup>3</sup>と2倍半以上の増加を示した。これに対し、針葉樹原木は、同じ期間に70%程度に減少し、広葉樹原木は、増加してはいるものの、その伸びは頭打ちになっている。

このような消費動向の相違によって、35年には全パルプ原木消費量のうち23%しか占めていなかったチップが、39年には46%にまで上昇し、40年度の集荷計画では50%強となっている。

チップ工業の拡大は生産設備などによっても明確に示されており、39年12月現在では、工場数は5,438で、前年同月より734の増、チッパーは6,184台で、827の増、従業者数も3万1718人で、977人の増となっている（図II-9）。

このように、チップ工業の進展は大なるものがあるが、工場の零細性、流通上の問題等解決すべき点は少なくない。また、最近紙パルプ業界においては、外国チップの輸入に対して積極的に関心を示し、チップ専用船の増加も計画されているので、外国チップが増加した場合、わが国のチップ工業もまた、新しい問題に当面するであろう。

### 3. 外材の動向

#### (1)市場の現状

30年の外材入荷状況を県別にみると、東京・静岡・愛知・大阪の4大都府県への入荷量が全体の85%を占めており、その他の県においては問題とするに足りない数量であって、外材の輸入は特定地における特定需要ということができた。39年に至ってもこれら4大都府県への入荷量が、外材入荷量全体のなかで大きな部分を占めていることに基本的な変化はないが、それは全体の46%に低下しており、この期間における外材輸入の増大が、相対的に4大入荷都府県以外の諸県に顕著であったことがわかる。

外材輸入港湾数の推移をみても、30年にはわずか15港、35年には49港であったものが、39年には68港となっている。すなわち、外材は特定地における特定需要であったもの

が、より広汎な地域に浸透してきている。しかも、外材の浸透は、ただ地域的な問題ばかりでなく材種の面からもいえる。35年には、外材の主体がラワン材で、東京・名古屋・大阪等の合板用が主であったが、39年においては、製材に向けられることの多い米材の比重が著しく高まり、かつ、ラワン材の製材原木としての使用量が増加したので、外材消費における製材用の割合が大となり、製材工場全般に外材が流通するようになった。39年において、外材を製材用として入荷した工場数は8,783であるが、これは全製材工場数の35%に当たっている。

材種を視点とした外材の浸透をみる場合、さきに述べた製材の形での輸入量の増加もあげなくてはならない。35年における製材品の輸入は、米材とその他材でわずか21万m<sup>3</sup>に過ぎなかったが、39年には、米材を中心とした製材品の輸入は約130万m<sup>3</sup>(丸太換算)になっている。

36年以降注目を集めている米材は、一時は思惑的な無計画な輸入が行なわれたのであるが、39年の実績をみると、対前年比は21%の増であって、37年の45%、38年の44%より大幅に低下している。これは、米材の輸入動向がようやく固定化の方向をたどってきたものとみられる。

また、ソ連材についてみると、最近その揚げ地が北陸・北海道・東北にかたよる傾向がみられている。これは、運賃の関係上、太平洋岸では米材を主体とし、ソ連材は日本海岸に限定される傾向が生じていることを示すものであり、ここにおいても、外材流通が全般的拡大を遂げつつも、おのずから市場に地域性を有するようになり、その流通秩序が確立されてきているとみられる。

外材の産地事情をみると、一般的には外材輸入を困難にするような事情は現在のところみられないが、原木の輸入については、39年においても注目すべき動きがあった。すなわち、米材に関しては、米国の中小製材工場による州有林材、国有林材の輸出を制限する運動が活発化した。結果的には成功しなかったが、この運動は中小製材工場の原木入手難と原木不足による値上りを理由としているので、この問題が解決されないかぎり、再び表面化する可能性を有している。

南洋材では、その主たる輸出国であるフィリピンが輸出材の揚地再寸検を提示した。すなわち、検量方式および品等区分の改訂によって、多年の輸入慣習に異動を生じ、その結果として輸入価格の実質的値上りを招来したのである。フィリピンでは、このほか、資源の保護育成と利用合理化等林業政策上の立場から伐採量を抑制することも与えているので、フィリピンからの原木輸入は、今後にかなり問題を含んでいる。

一方、わが国の技術的、物質的協力によって、カリマンタンの森林開発が実現し、そこで伐採された木材が、40年にはじめて輸入されたが、このことは、前述のようなフィリピンからの原木輸入の条件悪化と数量減少が予想されるとき、非常に意義深いものがある。

ソ連材の場合は、取引の制約、産地の生産条件の不備、乱尺材の増加および欠量等による輸入原価の上昇などにより、全体として好条件にあるとはいえない。

## (2) 国産材と外材との競合性

国産材と外材は、いろいろの側面において競合関係に立つが、その内容はかなり多様である。外材のすべてが国産材と競合するわけではないが、輸入量のほとんどを占める三大外材（南洋材・米材・ソ連材）は、なんらかの競合関係をもっており、共通していることは、国産の普通材と競合することである。

このことは、国産材の多くは人工林材も含めてほとんど普通材であるから、かなり重要な意味をもっている。外材と競合する国産材は、通常は2等材以下であるが、いまその一例を大阪営林局管内一地区の立木評価における品等区分表でとらえると、2等材以下は、スギ（人工林）の直径30cmで73%、モミ・ツガ（天然林）の直径60cmで97%という高い比率を占めており、他の諸例をもあわせて考えると、わが国の針葉樹は、主要樹種のほとんどが外材と競合することになる。したがって、このような競合の程度いかんによっては、外材輸入の適正化を考慮する必要もあるであろう。

### (1) 南洋材

南洋材は広葉樹であるので、国産広葉樹、とくに北海道広葉樹と用途的には競合するが、国産広葉樹は伐採進行とともに漸減する国有林資源がほとんどであり、また、計画的に供給しているので、摩擦は表面化しない。むしろ、国産材合板の中板に使用されるなど、競合というよりは補完的である側面もみられる。

### (2) 米材

米材は、日本と同じ北半球からの針葉樹であるので、国産針葉樹材と使用上の共通性が多く、したがって競合領域が大きい。該当する主要米材樹種は、米ツガ・ノーブルファー・米檜・スプリース等で、なかでも、米材輸入量の60%以上を占める米ツガがもっとも重要で



ある。この米ツガは、国産人工林材の中核であるスギのほか、奥地に多い天然林材（モミ・ツガ等）とも競合するおそれがある。

### (3) ソ連材

ソ連材の主要樹種は、エドマツ・トドマツ・カラマツであるので、国産の同樹種と競合するほか、スギ・モミ・ツガ・マツ等に対し、主として仮設材・パルプ材・くい丸太（カラマツ）等の分野で影響する。

### (4) 外国チップ

外国チップについてみると、問題になるのは針葉樹チップであって、米材産地から39年には5,432トンの輸入をみている。これは国産チップと競合するので、森林資源の集約利用にまで影響をおよぼすことになる。

## 4. 林産物価格の動向

### (1) 木材価格

日銀卸売物価指数による35年以降の一般卸売物価総平均は、35年を基準にしてみると、わずかな範囲内で騰落をみせているだけであってほとんど変化がない。これに対し、木材・同製品の卸売価格指数は、36年に120.8と急騰したが、その後安定的な推移をたどり、39年には125.8となり、40年にはいっても引きつづきこの傾向にある。この木材・同製品の卸売価格指数を素材・製品別にみると、その様相は若干異なった傾向をみせている。すなわち、製材・加工木材の卸売価格指数は、一般的な傾向と若干異なり、38年には126.2と、それまで漸騰の傾向をみせていたが、39年にはじめて下降傾向を示し123.7となり、40年にはいっても景気後退の影響をうけて引きつづきこの傾向にある。これを四半期ごとにみると、39年1～3月までは、前年同期よりも高い水準で推移してきたが、4～6月から下落しはじめ、10～12月には前年同期にくらべ5%の下落をみせている。40年にはいっても木材需要期の9月以降には、やや反発をみせているものの、10～12月では38年同期よりも4%下落の123.9となった。また、素材卸売価格については、36年以降においても上昇の傾向をみせている。

さらに、立木価格は、38年から下落傾向をみせ、39年には前年にくらべ1.4%下落し、40年にはいっても引きつづきこの傾向にある（表Ⅱ—8）。

戦後一般卸売物価総平均の価格水準を大きく上回って上昇してきた木材価格は、36年以降伸びなやみの傾向を示したとはいえ、一般卸売物価総平均にくらべるとなお著しく高い水準にある。この高水準は、木材需要の70%前後を占めてきた製材部門における製材品価格の上昇によってもたらされたものであるが、このような高水準がもたらされた要因は、当時の木材価格水準が国産材の供給によって定まる傾向にあったため、国産材の供給が需要の急激な増大に対応し得なかったことであった。

ところが、外材の輸入が本格的にはじまってからは、需要の増大にもかかわらず、木材価格水準はほぼ横ばいであって、木材価格の上昇要因に変化がみられる。このことは、後に述べるように、最近のスギの製材品価格の変動が、それと代替関係にある米ツガの価格変動の影響を受けていることからうかがわれる。また、消費者の嗜好がよい国産材の分野に外材が進出したのは、外材が天然林材であることもあって、その価格水準が国産材のそれよりも低いことが主な要因である。いま、製材品の主流をなしているスギ正角の東京市場価格と同一用途に用いられる米ツガの輸出国挽製材品との価格を対比してみると、米ツガ正角は12%程度低くなっている（表Ⅱ-9）。

最近の国産材価格は、輸入材の影響を少なからずうけていることは、前述のとおりであるが、これを個別の素材および製品の価格についてみることにする。

#### ア. スギおよびヒノキの価格動向

東京市場卸売価格により、スギおよびヒノキ正角（10.5cm角、長さ3.65～4m、品等1等）の価格の動きをみると、スギ正角は31年から35年までの間に年率にして6.9%、ヒノキ正角は同じく6.5%と上昇傾向をたどり、スギ正角の上昇率はヒノキ正角のそれより高く推移してきた（図Ⅱ-10）。

ところが、36年の木材価格の高騰期を境にして以後変化をみせ、その価格指数は、37年には35年に対しスギ正角は130、ヒノキ正角は138とヒノキ正角の上昇率の方が高くなった。すなわち、37年以降39年までの価格では、スギ正角は横ばい傾向であったが、ヒノキ正角はなお、上昇傾向にあつて、39年には、37年に対し6.3%、年率にして3.1%の上昇をみせた。建築量の増大による建築用材需要の増加傾向に対し、スギの供給量はほとんど伸びていない。それにもかかわらず、スギ正角の価格が停滞しているのは、36年からはじまったスギに代用される米ツガ丸太およびその製材品の輸入増大による影響が大きかったものといえる。一方、ヒノキ正角の価格については、これにかわる輸入材が少ないため、ヒノキの供給量の増加傾向にもかかわらず、依然として上昇傾向をみせた。しかし、39年10～12月からは、景気後退の影響を受けて下落傾向をみせ、40年10～12月には前年同月にくらべ

て3%の下落となっている（表Ⅱ—10）。

これに対し、停滞傾向にあったスギ正角の価格は、40年にはいつてからやや上昇しはじめ、4～6月には前年同期にくらべて2%上昇している。スギ正角の価格の前年同期比が、40年の前半に上昇傾向をみせたのは、米ツガ価格の上昇傾向の影響を受けたものといえる。すなわち、40年にはいつてから米材在庫量の減少が目立ち、3月および5月にはその在庫率は、前年同期の70%以下と急激に低下し、この影響を受けて、米ツガ正角の価格が、4～6月には、前年同期にくらべ4%の上昇をみせた。

つぎに、製材用丸太価格の推移を、スギ・ヒノキ丸太の生産量の多い和歌山県のなかで、製材用丸太のほとんどを国産材に依存している新宮市についてみると、スギ小丸太価格は、31～35年の間に年率にして13%、ヒノキ小丸太価格は11%と東京市場における製材品の上昇率よりいずれも著しく高く、また、スギ小丸太価格の上昇率は、製材品の場合と同じようにヒノキ小丸太価格の上昇率よりも高い。

しかし、スギ小丸太・ヒノキ小丸太ともに36年の価格高騰期を契機として、37年以降の価格の動きは、製材品の場合とは違った変化をみせている。スギについては、製材品価格の停滞傾向に対し、小丸太価格は39年には37年より4%の下落をみせ、40年にはいつても、製材品がやや持ち直してきたのにもかかわらず、なお低下傾向をみせている（図Ⅱ—11）。

一方、ヒノキ小丸太価格は、38年には前年よりわずかに上昇したものの、39年には37年とほぼ同じ水準にとどまった。これを前年同期にくらべると製材品価格が39年暮から下落傾向をみせたのに対し、小丸太価格はそれより早い春から下落しはじめ、40年に入ってもその傾向がつづいている（表Ⅱ—11）。

#### イ．丸太価格の地域間格差の縮小

スギ小丸太価格の地域的比較を、米材の入荷量が少なく、ほとんど国産材に依存している岩手県遠野市および宮崎県都城市、38年以降スギの入荷量をこえる米材の入荷をみた和歌山県田辺市および37年以降同様の状態にある広島市の四地域についてみることにする。

35年におけるスギ小丸太価格を高い順にみると、田辺市を最高にして広島市、都城市、遠野市の順位であって、36年の騰貴時においてもこの順位は変わらないばかりでなく、最高の田辺市の上昇額はもっとも大きく、低い地域との価格差はさらに大きくなった。しかし、上位2市である田辺市および広島市における価格は、米材への依存度を著しく高めてきた37年以降下落傾向をみせており、なかでもっとも高い水準にあった田辺市の下落額は大

きく、また、広島市の場合には、38年には都城市の価格水準をわずかに下回って、その順位が入れかわった。これに対し、米材にほとんど依存せず、最下位の価格水準にあった遠野市の価格は、39年にはやや下落したが、他の3市場が36年のピークよりも低下し、またはほとんど同一水準であるのに対し、10%以上の上昇をみせている（図II-12）。

田辺市のスギ小丸太価格を基準としたその他の地域における価格差をみると、遠野市・都城の場合には、37年以降毎年その差を縮めてきており、なかでももっとも低い水準にある遠野市の場合には、37年の78%が39年には85%となり、その上昇割合は著しく、その価格差は縮小傾向にあるといえる。

一方、広島市の場合には、同上の基準に対して37年の84%が39年には86%となっており、その上昇割合はわずかである。このことは、米材への依存度が高い田辺市・広島市の価格は、米材の影響によってほとんど同じ傾向で変動していることを意味している。また、38年以降は、製材原木の不足を他県材によらず、米材でまかなう広島県と、自県材でまかなう岩手県・宮崎県における価格水準とは、ほぼ接近している。

#### ウ． パルプ用材価格の推移

パルプ用材価格の動きは、針葉樹材、広葉樹材ともほぼ同じような傾向をみせているが、これを地域別にみると、その変動傾向は地域によって異なり、35年の価格水準の低かった士別市では上昇傾向にあり、また、高かった宇和島市においては下降傾向を強くみせている。このため、これら地域間の価格差は、針葉樹材をとってみると、37年1～3月の最高価格の宇和島市と最低価格の士別市との差は2,300円であったが、40年4～6月のそれは400円と著しく縮小してきているとともに、価格変動の幅は小さくなっている（図II-13）。

このような結果をもたらしたのは、製材用丸太価格が外材の影響をつよくうけたのと同じ要因によるものであり・他面パルプ産業において、工場残材、林地残材を主体とするチップへの依存度を高めてきたことによるものといえる。すなわち、パルプ用材のうちに占める木材チップの割合は、全国平均で35年の23%が39年には46%と著しく高まってきている。

#### (2) 薪炭価格

最近における薪炭価格について、日銀の卸売物価指数によってみると、35年を100とした場合、39年では、木炭は121.5、薪は133.1と、ともに上昇傾向を示している。これは、燃料消費構造の変化に伴う薪炭需要の減少よりも、供給の方がより減少したことによるも

のである。しかし、40年にはいつてから、木炭価格は総体として前年同期より低下している。これは木炭需要の急激な減少により需給の不均衡がある程度緩和されたためと考えられる（表Ⅱ-12）。

### Ⅲ 林業生産の動向

#### 1. 森林資源の現状

わが国の森林の価値は、約2,510万haで、蓄積は約19億m<sup>3</sup>である。

北半球は、針葉樹資源の宝庫であり、また、林業生産にとって主要な国々が分布しているが、わが国もそのひとつである。終戦とともに、森林面積で47%、蓄積で26%を失ったが、わが国の林業国としての国際的地位は、依然として高い。FAO統計（1958年）によれば、わが国の林地面積は、ソ連、カナダ、アメリカは別として、北欧林業国のスウェーデンなどを上回る大面積であり、その現状は、つぎに述べるような大きな特色をもっている。

(1) わが国の森林資源は、上述の諸国の大半が天然林中心であるのと異なり、人工林化の方向に進みつつある。すなわち、明治以降わが国の林業は急激に発達し、その結果、天然賦存のものから量的にも質的にもかなり改良されてきている。たとえば、大正14年末の道府県（千島、沖縄県を含む。）の人工林面積は、すでに329万haに達していたが、戦後の急進展もあって、39年4月現在では737万haとなっており、全森林面積の29.3%におよんでいる（図Ⅲ-1）。しかもなお、人工林化は、全森林面積の56%にもおよぶことが可能であると見込まれている。

(2) 森林の齢級構成（林野庁調べ、昭和39年4月現在）がかなりかたよっている。すなわち、人工林にあっては、20年生以下の森林が65%の面積を占め、戦後に造林されたものがもっとも多く、高齢級の森林になるにつれて急減している。また、天然林にあっては、20年生以下の森林が面積で40.6%を占めており、しかも、他方61年生以上の森林も33.8%という高率であって、これらの森林で74.4%を占めている（図Ⅲ-3）。このように人工林に幼齢林が多いこと、天然林に薪炭林と老齢過熟林の多いことは、現在は、森林が林産物生産の増大に十分寄与していないことを示している。

(3) 林野庁「全国森林資源調査」（昭和36年度）によると、自動車道・その他の道路から1,000m以上の距離に所在する森林面積が44%、1,500m以上離れたところの森林面積が35%と、林道の整備が不十分である。このことが森林資源の高度利用を妨げている。

(4) 全国森林資源調査によれば、樹種別蓄積は、スギが第1位(15.4%)、マツ類が第2位(9.8%)、ブナが第3位(8.9%)、ヒノキが第4位(7.1%)で、三大造林樹種(スギ、マツ類、ヒノキ)が約3分の1を占めている。これを「昭和29年度林野庁調べ」と対比すると、スギ、ヒノキおよびカラマツは増加しているが、マツ類は14%減、エゾマツ・トドマツは31%減となっており、天然林資源は、被害(風害・虫害等)の影響もあって、かなりの減少をみせている。

(5) 成長量(林野庁調べ、昭和39年4月現在)では、20年生以下の成長量が、全成長量の50%とかなり高い割合を占めており、また、天然林の成長量が、全成長量の46%を占めている。

(6) 全国森林資源調査によって直径級構成をみると、針葉樹にあつては、大(36cm上)29.6%、中(18~34cm)48.5%、小(4~16cm)21.9%で、わが国における針葉樹需要のもっとも多い中径級が約半数を占めている。また広葉樹にあつては、ブナを中軸とする大径級が38.4%でもっとも多いが、薪炭材がほとんどを占めると考えられる小径級もまた、34.1%という高率を占めている。

(7) 所有形態別にみると、国有林は、保安林その他の法律で森林施業の制約をうけている森林が多いこと、あるいは立地条件の悪い奥地林の多いことなどもあって、面積では全体の3分の1であるが、蓄積ではおよそ2分の1となっている。民有林は、面積で全体の3分の2を占めており、立地条件に恵まれていることなどもあって、人工林がその面積の34%を占め、国有林のその約2倍となっている(図III-1, 2)。

以上、わが国森林資源の現状について述べたが、これを要約すると、未だ十分、林道等の基盤が整備されているとはいえず、また、造林の進度も目標の半ばに達成した程度であり、その生産力を十分発揮し得ていないので、今後造林、林道等林業生産基盤の計画的な整備拡充を図る必要がある。

## 2. 育林生産の動向

### (1) 造林の推移

#### ア. 概況

林業の生産基盤の造成のための人工造林は、25年頃から急速に進展し、36年度の人工造林面積は約41万haに達したが、36年の木材価格高騰期を境として、その後漸減の傾向を

示しはじめ、39年度には38万9000haとなり、35年度の96.6%に低下した。これを所有形態別にみると、国有林では、その計画造林の推進により漸増しているが、民有林では、35年度の96.1%に減少しており、最近における人工造林の減少は、民有林造林の減少によるものである（図Ⅲ－4）。

このような民有林における人工造林の減少の原因として、最近における木材価格の横ばい傾向、林業労働力の流出と林業労賃の上昇、外材輸入の増大による先行不安など、林業をとりまく諸条件の変化があげられるが、これらの諸条件の変化により、伐採が停滞してきたこともその大きな要因となっている。とくに、薪炭需要の減少に伴う低質広葉樹林の伐採収入の低下は、天然林の伐採およびその奥地林の開発を遅らせ、その結果、人工造林面積の約70%を占める拡大造林の停滞をもたらした。一方、林業労働者の流出と労働賃金の上昇とは、森林組合による労務班など労働力の組織化を促進させるとともに、雇用労働力に依存する面積規模の大きい造林にあっては、分収造林による経営形態に依存度を高めてきている。すなわち、最近各県においても、造林を目的とする公社が設立されてきている。また、36年に発足した森林開発公団による分収造林の実績を林野庁調査によってみると、37年には1万3601haの造林面積であったものが、39年には1万9228haとなり、これは、39年の民有林人工造林面積の6.3%に当たっている。また、1件当たりの分収造林契約面積も50haをこえ、造林面積の規模も大きくなっている。

つぎに、主要樹種の人工造林面積の推移をみると、総人工造林面積の約40%を占めているスギおよび約20%を占めるヒノキの造林面積は、35年度以降あまり変化はみられない。また、マツ類の造林面積は、37年度から減少の傾向にあるが、その面積割合は39年度には16.4%となった。減少傾向の著しいのはカラマツであって、36年度の造林面積にほぼ匹敵する先枯病による被害と苗木不足とが重なりあって、37年度から急速に減少し、39年度には35年度の80.3%となっている。また、広葉樹の人工造林は、薪炭需要の減少などもあって漸減の傾向をみせ、総人工造林面積に対する割合も1%程度になっている（表Ⅲ－3）。

#### イ． 林地保有規模階層別人工造林面積の推移

林野庁調査によって私有林の人工造林面積の推移をみると、総数の動きは33年度まで減少の傾向にあったが、以後36年度までは増大に転じ、37・38年度には再び減少している。この全般的な推移は、木材価格の変動の状態とおおむね関連しているから、木材価格の変動が私有林の造林動向に対して影響を与えるひとつの要因であることがわかる。

さらに、これを林地保有規模階層別に細分してみると、大体の傾向は総数の動きに一致してはいるが、とくに、1ha未満の小面積規模階層と50ha以上の大面積規模階層とが、注目

すべき特徴をみせている。すなわち、前者は、30年度以降顕著な減少のすう勢を示しており、後者は、36年度のピークからは下降傾向にあるが、それまでの増大傾向が著しい。したがって、私有林人工造林面積の林地保有規模階層別構成比をみると、1ha未満の階層は30年度の25.7%から38年度の14.5%へと割合の減少をみせているが、逆に50ha以上の階層は同じ期間に12.2%から19.3%まで増大しており、両者の中間層にあっては著しい割合の変化は認められない（表Ⅲ-4）。

以上のように、小規模階層の人工造林面積が減少傾向を示しているのは、1960年世界農業センサスによっても明らかなように、この階層が、人工林をもたない経営に無関心なものと、人工林化に積極的なものとはかなり極端にわかれており、現在までの期間においては、積極的な経営体の造林が限度にきていることを示すものであろう。一方、50ha以上の大規模階層においては、企業的に経営しているものと粗放な経営を行なっているものとが混在しており、一律にはいえないが、人工造林面積が30年以降においてかなり増加していることは注目すべきである。しかし、その保有する林地面積の大きさにくらべれば、人工造林面積の割合は、より小規模な保有階層よりかなり低い水準にある。また、おおむね5~50haの林地を保有する階層の造林動向において、その割合がほとんど不変であることは、すでに人工林率が相対的に高く、幼齢林の多いことから考えても、この階層がその規模の拡大、集約化などを進めつつ、一貫して造林を積極的に行なったためであり、単位保有面積当たりの人工造林面積も上記の大規模階層のそれよりはかなり高い水準にあるといえる。

#### ウ．地域別造林の推移

39年において、人工造林面積のほぼ62%を占める私有林における人工造林の状況を、最近5カ年間について地域別にみると、その傾向は地域によってかなりの差異がみられる。

35年における全国の私有林面積に対する人工林面積割合は、28%となっている。これを地域別にみると、全国平均割合をこえているのは、関東、九州、東海および四国の4地域である（表Ⅲ-5）。このうち、九州、四国では、35年から39年の5カ年平均人工造林面積の私有林面積に対する割合は、全国平均のそれよりも高く、また、人工造林面積に占める拡大造林面積割合も全国平均水準にあることから、5カ年の期間でみた場合、これらの地域の人工林化は進んでいるといえる。これに対して、関東、東海の地域では、人工造林面積の私有林面積に対する割合はほぼ全国平均水準にあるが、拡大造林面積の占める割合は低く、したがって、これらの地域における拡大造林は、その対象地の減少もあって減退してきているといえる。

つぎに、人工林面積割合がほぼ平均水準にちかい東山、近畿の地域では、人工造林面積の



割合も同じく平均水準にあって、人工林化の進度は、ほぼ停滞傾向といえるが、東山地域では拡大造林が著しく進んでいるのに対し、近畿地域では伸びなやみの状態にある。また、人工林面積割合の平均水準より低い北海道、東北および中国の3地域では、人工造林面積の割合は平均水準にあり、このことは、相対的には人工造林が進んでいることを示すものといえてよい。そして、この人工林化を押し進めているのは拡大造林によるものである。これに対して北陸地域では、人工造林面積の割合は平均水準よりも低く、人工造林化がもっともおくれている地域といえる。

## (2) 造林の機械化と林地肥培

近年の林業労働力の不足と労働賃金の上昇は、育林生産への機械導入を促進させた。そのあらわれのひとつとして、造林の主要機械である刈払機の所有台数が急速に伸びてきている。36年3月現在における刈払機の所有台数は約4,400台であったが、40年3月現在にはそれが8.4倍となり、前年にくらべても24%の増加であり、このうち、民有林における所有台数の伸びが、13.7倍と著しい(表Ⅲ-6)。これを人工林面積(1960年世界農林業センサス)1,000ha当たりの所有台数でみると、36年3月には、国有林は1.82台、民有林はその21%に当たる0.38台であったが、40年3月には国有林の8.76台に対して民有林は5.15台となり、その差を急速に縮めてきている。また、民有林における40年3月現在の所有状況をみると、個人が58%ともっとも多いが、それについて森林組合およびその他の組合の所有が17%となっている。

つぎに、機械化の進展と並行して、林地肥培面積も伸びてきている。林野庁調査によれば、35年には、1万7000haが肥培されたが、39年の肥培面積はその3倍ちかい4万9000haと増大している。これを国有林、民有林別に人工造林面積に対する割合をみると、経営規模、地形等に制約される刈払機の場合とは異って、ほぼ同じ程度に進んでいる。

## (3) 苗木生産

苗畑面積は、造林面積の減少傾向と並行して、35年をピークとして減少傾向を示してきたが、39年の苗畑面積は、35年当時の面積を2.4%上回る9,781haと戦後最大のものとなった。この増加は、総面積の72%を占める私営苗畑の増加によったものであって、国営および公営苗畑は減少している。私営苗畑のうち、増加の著しいのは、35年当時までは減少傾向であった森林組合営であって、39年には35年の23%の増加をみせ、私営苗畑に占める割合も21%となった。一方、私営苗畑の65%前後を占めていた苗木販売業者の経営する苗畑も、39年には35年の12%増と拡大した(図Ⅲ-5)。私営苗畑の経営規模を林野庁調べによってみると、苗木生産業者(森林組合および販売業者)のうち、経営苗畑面積0.5ha

未満の業者数は90%におよぶが、その面積は40%程度である。このような苗畑経営規模の零細性が、苗木需給調整の困難さをさらに増大していると考えられる(図III-5)。

つぎに、これらの苗畑から生産される山行苗木の生産量についてみると、その総数は、30年度には14億0800万本であったが、32年度から35年度までの間に2割程度増加したほかは、以後大差なく、39年度には16億8000万本となっている。

これを樹種別にみると、39年度において、総生産量に対しスギ41.1%、マツ類20.4%、ヒノキ18.9%となっており、その他にカラマツ、トドマツ、広葉樹などがある。

さらに、樹種別生産量の推移をみると、スギ、ヒノキの生産は、35年度以降その変動幅は5%前後であるが、39年度にはやや増加幅を大きくしている。しかし、38年度まで増加をつづけたマツ類は、39年度に対前年度比14.7%の減少を示しており、カラマツは33年度をピークに減少しつづけて、広葉樹は、薪炭材需要の減少も影響して、すでに30年頃から減少しつづけている(図III-6)。

また、経営形態別生産量についてみると、39年度においては国営生産17.0%、民営生産83.0%となっているが、国営生産のうち、カラマツ、トドマツは平均国営生産比率を大きく上回り、ヒノキは下回っている。

なお、苗木生産と造林の対応関係は、苗木の生産期間や造林適地の関係などもあって、総合的にも、地域的あるいは樹種別にも必ずしも円滑とはいえない現状である。

### 3. 素材生産の動向

#### (1) 素材生産の構造

素材生産は、育林生産と木材加工生産との中間に位置する分野であって、独自の構造をもっている。以下それを生産主体からみることにする。

林業にあっては、森林所有者みずからが自己所有森林の素材生産まで行なうことはきわめて少なく、通常は立木販売にとどまるため、採取だけを行なう素材生産業という業種が成立している。この素材生産業を営むものはかなり多く、農林省「素材生産業者調査」(昭和37年度)によると、全国で4万5900(年間生産量50m<sup>3</sup>以上のもの)となっている。経営形態は、個人72%、会社26%、その他2%で、個人の多いことが目立っている。また、このうち専業はわずか5.3%に過ぎず、素材生産のほとんどは兼業者によって行なわれている。

兼業のうちもっとも多いのは製材業(37.7%)、ついで農業(26.3%)となっている(図Ⅲ-7)。

素材生産は、育林生産にくらべて生産期間がはるかに短かいうえに、技術構造からみても企業的生産に適しているにもかかわらず、一般的に零細かつ副次的な経営構造にとどまっているが、それは主としてつぎのような要因によってもたらされたものである。すなわち、(1)地域・地形等の制約による生産単位の局限および分散性、(2)森林資源所有者の零細多数性、(3)木材需要単位の一般的小口性、(4)作業の季節性等があげられる。これらの諸要因が、素材生産を行なう経営体を弱体なものとしている。

このことは、素材生産における雇用労働力のあり方に大きく影響している。上述の「素材生産業者調査」によると、1業者当たり平均雇用労働者はわずか16.4人に過ぎず、しかも総業者数の68.8%というかなり高率を占める500m<sup>3</sup>未満階層になると9.2人である。また就業日数も少なく、年間50日未満の労働昔が48.6%という多数にのぼっており、150日以上になると、18.0%に過ぎない。通年雇用ということがしばしば強調されるが、現在はかなりへだたりがある。そして、ほとんどの労働者は地元から雇用され、しかも農業との兼業が多く、専業労働者は育林生産の場合より多いとはいえ、その数はわずかである。

素材生産業者の機械装備は低調である。37年度において、機械を全く使用していない業者数は、43.3%という半数ちかい割合を占めており、使用している業者であっても、チェーンソーを導入しているものは59.3%で、また集材機・索道・軽架線を持っている業者は、いずれも半分に満たない。すなわち、民有林では、手のこ、木馬道および荷馬車等がまだ一翼をになっているが、そのような、民有林における機械化の遅れの理由を林野庁「素材生産の実態と将来の方向」(昭和38年度調査)によってとらえると、「仕事量が少ないから」が第1位で、ついで「機械の価格が高いから」となっている。しかし、民間林業に機械導入の進展がみられないというのではなく、39年度は35年度にくらべて、重架線では2.0倍、大型集材機では3.1倍、チェーンソーでは5.7倍となっており、漸次、機械が普及してきている(表Ⅲ-7)。

一方、国有林にあつては、機械化は戦前から推進されているが、その体系は時代の推移とともに高度化をみており、戦前の集材機と森林鉄道を中心とするものから、戦後はチェーンソー伐倒→全幹集材→自動車運材へと変化している。しかもチェーンソーの普及速度は速く、35年度の伐木造材におけるチェーンソーの使用割合は、74.9%であったが、38年度には95.3%となっている。そして、伐出部門への機械導入は、すでに38年度に頂点に達し、今後は高性能機種化と機械更新とが中心となると考えられる。

なお、素材生産過程が機械化された場合の作業能率向上はめざましく、たとえば、チェーンソーによる伐木造材は、手のこの場合の2.0～5.0倍、機械集材は人力木寄・集材の1.5～3.0倍である。また、それらは波及的に木材利用の集約化を促進している。

以上、素材生産について述べたが、今後における問題点は、このような機械化に対応した構造に改善していくことである。しかし、素材生産の構造を改善するためには、一方において育林生産の構造を改善するとともに、他方において、木材の需要者たる関連産業の構造改善を進めることが必要であろう。

## (2) 素材生産の推移

素材の生産量は、30年においては4,279万m<sup>3</sup>であった。その後、景気上昇とともに増加して、32年には4,771万m<sup>3</sup>となったが、同年末から景気調整過程にはいるとともに、消費量の減少もあって、いったん減少したのち、34年から増勢に転じて過去の生産量水準をぬき、36年には4,989万m<sup>3</sup>となった。このように、素材生産は景気変動に応じて変化し、しかもすう勢的には増勢をたどってきた。しかし、37年から状況が変化した。統計基礎を同一にするため「木材チップ用」を除外すると、木材需要水準は上昇しているにもかかわらず、素材生産はそれ以後減少し、39年には4,785万m<sup>3</sup>となっている。木材チップ用を加えても微増に過ぎず、あきらかに、素材生産は停滞しているといえる(図III—8)。

一般に素材の供給は、森林所有者の性向や素材生産業者の経営構造などからして非弾力的な傾向をもっているにもかかわらず、上述のように、ともかく36年までは需要に対応し得てきた。それは、(1)立木価格の一貫した値上りがあった。(2)国産材と使用価値の近似した外材の輸入量が多くなかった。(3)パルプ原木として低質広葉樹が大いに利用されるようになった。(4)国有林野経営の積極化による伐採量増加が行なわれた等の諸要因があったからである。しかし、37年以降においては、それらの諸要因のほとんどが大きく変化しており、その結果、停滞傾向をみせているのである。

素材生産の状況を、林野庁調べによって国有林と民有林の伐採量の比較でみると、傾向は同一ではない。用材総伐採量に占める国有林材の割合は、35年度においては26.4%を示したが、39年度には33.6%に増大しており、生産の停滞は、主として民有林の問題であるといえる。また、素材生産の地域別の状況を農林省の調査によってみると、国有林の割合の高い北海道は増加し、民有林の割合のもっとも高い近畿以西は停滞している(表III—8)。

すなわち、西日本の民有林の停滞がもっとも影響しているのである。樹種別にみても、所々および地域構成の動向があらわれている。これを具体的に列挙するとつぎのとおりであ

る（図Ⅲ－9）。

(1) 西日本に多く、しかも民有人工林の主力樹種であるスギは、36年から漸減している。

(2) スギと同様に西日本の民有林に多く存在しているマツ類は、過去の大量伐採、松くい虫等による資源減少のため、32年を頂点として急減しつつある。

(3) ヒノキは、国有林からの供給増加によって、マツ類と対照的に38年から急増傾向にある。

(4) 国有林に多いモミ、ツガ、エゾマツ、トドマツ、ブナ等は、いずれも漸増ないし急増の傾向にある。

### (3) 素材の輸送手段

日本経済の成長に伴い、貨物輸送需要もまた増大したが、その過程で、各輸送機関の輸送量割合、輸送距離、輸送方法等に大きな変化が生じた。主要なものとして、(1)自動車輸送の急増、(2)輸送機関の専用化および大型化などがあげられるが、このような現象は、木材輸送の分野でも同様である。

木材輸送の山元部門を担当する林道は、以上の動向に対応して、自動車交通の可能な幅員4m以上の近代的な道路に変わりはじめている。山元土場と産地市場とをむすぶ基本的輸送手段の発達は、流送路→車道・森林鉄道→自動車道とみることができる。もっとも古い大量輸送方法である流送は、戦後も北海道の諸川、吉川、米代川、大井川、天竜川、熊野川、那賀川等できかんに行なわれ、年間2,783m<sup>3</sup>（1万石）以上を流送する河川は、27年5月現在でも40以上にのぼっていた。また国有林では、森林鉄道が、明治45年に登場してから重要な位置を占めてきた。しかし、流送および森林鉄道は、昭和20年代末期から強力におし進められた特定地域総合開発に伴うダム建設などの影響をうけて急減し、また、従来の支配的な小運搬手段であった牛馬道および車道は、役牛馬の減少および自動車の発達が主要な契機となって、急速に後退しはじめた。そして、30年代にはいると、自動車道が全国的に決定的な地位を占めるに至った。今後このような傾向は、ますますその速度を速めるものと考えられる。

近年における林道構成の急激な変化を、28年度末と38年度末とを対比して具体的にみると、わずか10年間に、自動車道の延長は、2万8130kmから5万1855kmへと2倍近くに急増し、その構成比も47.5%から74.4%となったが、森林鉄・軌道、準道および牛馬道

等の延長は、いずれも 50%前後に急減している（表Ⅲ－9）。また、森林鉄道などは自動車道に格上改良されるものが多く、たとえば国有林の森林鉄道などの最近 5 カ年の改良実績は、891km におよんでいる。

#### 4. 薪炭生産の動向

製炭業は、農山村における現金収入源として重要な部門であるが、近年、木炭需要の減退によって、製炭世帯数も次第に減少の傾向にある。

39 年 12 月の製炭総世帯数は 8 万 3348 戸であるが、「製炭を従とするもの」が総世帯数の 71%を占めており、「製炭を主とするもの」より多い。また、総世帯数は、前年にくらべて、24%の減少であるが、「製炭を主とするもの」は 30%、「従とするもの」は 22%の減少と、それぞれ急減している（図Ⅲ－10）。なお、総世帯数を地域別にみると、対前年比の減少率のもっとも高いところは、四国地域であって 36%を示している。つぎに、自営製炭・企業製炭別にみると、前者は 7 万 9000 戸で対前年比 25%の減、後者は 4,300 戸で対前年比 20%の減と、それぞれ減少している。

さらに、製炭をやめた世帯数をみると、2 万 7000 戸で、前年よりわずかに減ってはいるが、とくに目立つことは、自営製炭の減少率が前年よりわずかながら高くなっていることである。地域別の転業世帯数についてみると、東北の 5,800 戸が最高で、中国、九州がこれにつづいている。転業した世帯数は、製炭にかわる仕事として、在村して農林業の賃労働につくもの、あるいは、自営農業を営なむものが多いが、離村して就業するものもわずかにある。すなわち、在村で転業するものは全体の 96%を占め、離村して就業するものにくらべると非常に多いが、この在村して就業する世帯を業態別にみると、賃労働として農林業などにつくものは、48%と半数近く占めており、自営農業、出稼ぎ等にくらべるときわめて多い。また、転業先の業態別構成比を前年とくらべると、賃労働として農林業以外に転職するものの増加が目立ってきている。製炭世帯数の減少とともに、製炭従事者にも、同様な傾向がみられる。39 年 12 月の製炭従事者は 15 万人で、前年にくらべると 26%の減少である。地域別には、製炭世帯数の場合と同様四国の減少率をもっとも高く、40%となっている。経営形態別には、国営、公営の従事者数は少ないが、私営の従事者は 14 万 9000 人で、このうち自営製炭の従事者が 95%と大部分を占めている。

炭がまを共同で利用することを中心とする共同製炭の事業体は、全国で 1,500 事業体で、前年にくらべると 30%減少している。地域別には、年産の多い東北が全体の 30%以上を占めている（図Ⅲ－11）。

以上のような消費および生産構造の変化に対して、木炭の生産量にも同様な傾向がみられる。

木炭の生産は、32年度を最高として、その後は次第に減少している。39年の木炭生産量は79万2000トンで、前年に比べると12%の減産である。これは35年の150万4000トンに比べると53%で、半減するに至っている。この減少傾向を地域別にみると、中国、四国および九州では55%程度の減少を示しており、減少率のもっとも低いところは北陸の35%である(表Ⅲ-10)。つぎに、39年の生産量を月別にみると、1、2月の生産量が前年同期よりかなり増えていることが注目されるが、これは、38年同期が北陸の豪雪により製炭作業が困難であったり、製炭施設の被害によって大幅な生産減を示したためである。これに対して、後半期に入ると、10、11月は市況の低落、農作業のおくれによって大幅な減産がみられた。このような木炭生産の減少は、全般的にみると、温暖気象の影響も加わって繰越在荷が産地に滞蔵されたことも影響している。一方、薪の生産も木炭と同様に、35年には普通薪2億3200万束、しば薪2,800万束であったのが、39年には普通薪1億4700万束、しば薪1,700万束と、それぞれ37%および39%の減少を示している。このうち普通薪の生産量を地域別にみると、減少の著しい地域は中国、四国で、35年から39年までの間に半減しており、また、生産量をもっとも多く、39年の総生産量の24%を占めている東北は、同上の期間における減少率が全国で最小の地域となっている(表Ⅲ-11)。このような薪の生産減少は、薪の需要減少はもちろんであるが、原木の木材チップ用への転換等も影響しているものとみられる。

## 5. 特殊林産物生産の動向

ここ数年間における特殊林産物の生産量は、種々の変化がみられたが、農林省「林業生産統計」によって35年を100とした総平均生産指数をみると、39年には前年を約30%も上回る196.2となり、近年にない大幅な伸びを示している。これを食用となるものについてみると、しいたけ、なめこが増加傾向にあるのに対し、くり、くるみの樹実は停滞傾向にある。また、工業原材料用となるものについてみると、生まつやに、あべまき樹皮、竹材等は、前年に比べて全般的に減少の傾向にあるが、これは消費構造の変化のほか、価格の面において外国製品の取引条件がよいことなどのためである。このうちとくに、しいたけの生産についてみると、その生産量は、ここ数年は急激に増加し、39年には乾しいたけが4,590トン、生しいたけが1万3122トンと、35年に比べると、それぞれ1.4倍、3.4倍となり、これを前年に比べると、乾しいたけは、わずかに減ってはいるが、生しいたけは、1.4倍の増加である(図Ⅲ-12)。生しいたけの生産は、以前は、消費都市周辺の関東、中部地域が多かったが、最近、各地域とも拡大傾向にある。また、六大都市市場への入荷量は、近年著しく増加しており、季節的には春秋二期が多く、このような入荷量の急激な増加にもかかわ

らず、価格はわずかながら上昇の傾向にある。

乾しいたけの生産は、順調な伸びをみせたが、地域別にみると、九州が全生産量の 64% を占めている。また、その輸出は、35 年から急激に増加し、38 年には 1,900 トンと最高を示したが、39 年には不作による品物不足のため、数量では大幅に減ってはいるが、単価高のため金額では前年の 7% 減にとどまった。

生産量に対する輸出量の割合は、近年、30% 程度で推移している。その輸出先は、年々増加し、39 年には 40 数カ国に達した。その主な国は、香港、シンガポール等の東南アジアおよびアメリカである。

なお、乾しいたけの価格についてみると、36 年以降 38 年まではその上昇はあまりみられなかったが、39 年には春の天候異変のため大幅減収となったので、今までにない高騰を示した。一般に、乾しいたけの価格は、他商品とくらべると短期変動が著しく、4 月から 6 月の生産期には価格は低めであるが、秋から冬にかけての需要期には高めになっている。

#### IV 林業経営の動向

##### 1. 林業経営の背景

###### (1) 山村と林業

一般に「山村」とは、森林が地域的に、とくに高い比率で分布している村落の総称であるが、林業は、いわばこの山村に立地した産業とすることができる。ここで、林業経営の場としての山村について概観することにする。

山村の規定のしかたには、山村振興法やその他目的により多少の相違はあるが、ここでは分析の都合上、農林省の「農林統計に用いる地域区分」にしたがってみることとする。これは、土地と労働力の産業間への配分のすがたと地域住民の生計費獲得手段により地域区分を行なったものであり、具体的には、山村とは、耕地率 10% 以下、林野率 80% 以上、林業兼業農家率 10% 以上で、住民の過半が林業またはこの付属事業に依存し、農業を従とする地域である、と規定している。すなわち、山村は、基本的には耕地率の絶対的な低さと林野率の圧倒的な高さによって特徴づけられ、自然の豊度も低く、また経済的距離も不利で、林業が重要な経済的意義をもっている地域であるといらことができる。

わが国は、世界でも有数の森林国であり、山村の占める地域は国土の 34% におよび、そ



の広がり由市町村数で見ると、全国で「山村地帯」に所在する市町村数は、全体の 20%に当たる（表 IV-1）。

「山村地帯」の総人口は約 600 万人で、このうち約 380 万人が農家人口である。これを農家数で見ると、約 70 万戸となる。

まず、山村農家の所得水準をみることにする（図 IV-1）。

山村農家の総所得は、農山村地域の農家と同様に低く、平地農村、都市近郊の農家より 10～20 万円程度低くなっている。しかも、山村農家の所得内容の特徴として、農業所得の絶対的な低さと、その総所得に占める割合の低さであるが、これは、耕地面積の零細性と農業生産性の低さによるものである。したがって、山村における農家所得の過半は農外所得であって、農業以外の事業収入の過半は林業収入であり、被用労賃収入のなかでも、林業労働賃金はその 35%を占めている（表 IV-2）。この点からも、山村農民の多くは、一面では林業の自営者であり、他面では林業の労働者であって、山村農民の生計と林業との結びつきの深いことがわかる。

このように、山村で問題になるのは農家の総所得の低さであるが、現状では山村を特徴づけている林野率の高さ自体が、じつはこの地域の自然的、経済的および社会的諸条件を規定し、また地域住民の所得や生活水準を規定していることである。

一般に、農業従事者と他産業従事者との所得格差が問題になっているが、とくに、山村農家は農家のなかでもっとも低い所得階層である。さらに、山村は、教育文化、医療厚生および交通通信等あらゆる生活環境の面で、もっとも恵まれていない地域でもある。

これらの結果としてあらわれているのが、最近における山村農民の著しい流出である。後述するように、名地域を通じ、山村の農業および農家人口の減少率をもっとも高く、また社会問題になってきている出稼ぎ率についても、山村をもっとも高い。

いずれにしても、林業は、山村に立地し、地域農民と深いつながりがあるだけに、今後林業のあり方については、山村のもつこれら諸事情を正しくふまえて対応していく必要がある。もちろん、山村における諸問題を林業だけで解決することはできないが、山村の主要産業である林業は、それを自営する農民に対しては、そこからできるだけ所得を、また林業労働者である農民に対しては、他産業に見合うような労働条件を可能にする林業経営の確立がとよく要請される。

## (2) 農家と林業

1965年の中間農業センサスによれば、総農家数は567万戸、そのうち山林を0.1ha以上保有する農林家は、その41%に当たる234万戸である。しかし、非農家の林家はきわめて少数であるから、農家と林業はきわめて密接な関係にあるといえる。

第一に、農家経済調査の被調査農家のうち、山林を1ha以上保有する農林家のみを抽出して、所得面から農林家の林業をみると、保有山林1~5haの農林家の林業概算所得は約6万円で、保有山林面積が大きくなるにつれてその額は大きくなっている。しかし、単位保有山林面積当たりの林業概算所得は小面積保有者ほど大きく、山林からの収益の割合が高くなっている(表IV-3)。

一方、これら農林家の農業所得をみると、どの保有山林面積階層の経営耕地面積も大差がなく、それに相応して農業所得も30~40万円とほぼ同程度である。また、各階層とも、農業所得の農林家総所得に占める比重が、林業所得の比重よりも高くなっている。なお、農林業以外の兼業所得は、保有山林面積の小さいほど大きく、結局、農業、林業、その他兼業所得をあわせた農林家総所得は、どの階層も70万円程度になっている。すなわち、農林家は、小面積山林保有階層にあっては兼業所得で補完することによって、また、それより上位階層においては農林業所得を主体として、上記の所得を得ていることがわかる。

農林家所得に占める林業概算所得の比重を地域別にみると、かなりの差異がみとめられる(表IV-4)。

すなわち、東海・近畿および四国・九州など比較的林業の進んだ地域の農林家における林業概算所得の比重は、都府県平均水準よりも高く、その格差は保有山林面積が大きくなるほど広がる傾向にある。しかし、1~5haの小面積保有農林家にあっては、林業概算所得の比重は、各地域とも低くその差はみられない。

第二に、農林家世帯員の自家農業および休業への労働配分の関係をみると、両者の間にはかなり質的な差異があらわれている(表IV-5)。

まず、林業に従事する世帯員は、従事日数が30日にみたない短日数のものの数が多く、そのような短日数従事者の年齢別分布をみると、低年齢層から高年齢層にまでおよんでいるが、比較的男子壮年層が主体となっている。これに対し、農業に従事する世帯員は、通年従事者が林業に比べはるかに多く、年齢別分布をみると壮年層、とくに女子壮年層が多い。

また、年間を通じての農林家労働力の月別配分の状況を見ると、もっとも時間数を多くとっている自家農業労働は、春秋2期の農繁期にピークとなっており、林業労働は、自家労働も雇用労働もそれらの農業労働時間数の変化にほぼ逆相関するような配分になっている(図 IV-2)。これは、林業労働のもつ季節的制約が農業におけるそれのようにきびしいものではなく、林業労働には、ある程度の季節的融通性があることを意味している。

第三に、農家の林業を農林家の行なっている数多くの経営部門のひとつとみて、各部門のあげる所得が、農林家経済のなかで、どの程度の比重を占めているものかを検討してみる。

農林省「農家経済調査」により、1.5ha以上の耕地面積を保有する農家(みかん、茶経営農家は1.0ha以上)と、これとほぼ同じ規模の耕地をもち、かつ山林を1ha以上保有している農林家の経済を比較してみると、以下の諸点が指摘される(表 IV-6)。

(1) 山林経営農林家の行なっている農業について、単位耕地面積当たり農業所得をみると、それはかんしょ経営、酪農経営農家より高いが、それ以外の農家よりも若干低い水準にある。これは、山林経営農林家の所在地が一般に山村、農山村にかたよって分布していることによるものと考えられる。

(2) 山林経営農林家のあげる林業所得が農林家所得に占める割合は、平均して11%である。この場合は、農業面の諸経営部門が、それぞれ農家所得に占める割合にくらべるとかなり低い。その意味では、少なくとも現時点では、農林家の行なっている林業経営は、農林家経済のなかであまり重要な地位を占めてはいないといえる。

(3) 山林経営農林家を、さらに山林面積規模1~5haと5ha以上に分けてみると、山林面積5ha以上を経営している農林家では、その所得のうち林業所得の占める割合が23%となる。この水準は、水稻や果樹部門の占める割合にはおよばないが、その他の作目にはほぼ匹敵するか、それをしのぐものである。

ここで判断できることは、保有山林面積が5haをこえるほどになると、個別農林家の経済に占める林業の重要性が、他の主要な農業経営部門なみに注目されるものになってくること、そして農林家の農林業経営のなかで、林業部門へ積極的に労働力や資本の配分を主張しうることになってくることである。とくに第2次、第3次産業への就業が高まっている現在では、農林業部門のなかで、相対的に粗放な労働力投入で十分な林業経営への志向が、強まることも考えられる。

以上の検討は、耕地面積規模1.5ha以上の上層農家について行なったものであるが、1.5ha

未満のより小規模な農家では、耕地面積が小さくなるにつれて農業の占める比重が低下し、とくに 5ha 以上の山林を保有し、かつ、耕地面積の少ない農林家においては、林業経営の重要性が農業経営をしのぐ場合がでてくる（表 IV-7）。

## 2. 林業経営の構造

### (1) 林地の所有形態

林業経営は、生産の過程によって異なった経営体によって行なわれる場合もあるが、ここでは経営体の大宗をなす山林保有者の経営構造について考えてみることにする。

農業が、もっぱら農家（個人）によってになわれているのに対し、林業経営のいない手は、国、地方公共団体、個人等著しく多岐にわたっている。これは基本的には、両者の土地所有形態の相違と森林のもつ多目的な性格などによるものと思われる。すなわち、わが国においては、農地の所有がほとんど農家の私有であるのに対し、林地の場合には、私的所有がもっとも多くを占めてはいるものの、なお国および公的所有が約 40% という構成をなしている。

このような林地の所有形態は、わが国だけではなく、欧米諸国においてもみられる（図 IV-3）。すなわち、先進国といわれる諸国の状況をみると、林地の所有形態はわが国とほぼ類似している。しかし、同じ所有形態ではあってもそれぞれの国によって、その構成割合や内容的にはかなり異なっている。いま、私有林を主体に若干の森林国についてみることにする。

わが国の場合、1960 年世界農林業センサスによれば、私有林のほとんどは個人所有である。ただし、私有林のなかには、一般に入会林と呼ばれ、実質的に使用収益が多かれ少なかれ共同体的制約をうける特殊な形態の「慣行共有林」がかなりあるが、会社、団体および社寺等の法人所有はきわめて少ない。すなわち、所有ないし保有主体数では、その 91% が個人世帯の事業体いわゆる林家であり、それらの占める面積は 68% である。しかも、林家のうち 94% が農家であり、非農家はきわめて限られている。さらに、その所有規模をみると、5ha 未満層では林家数は 91% を占めているが、その所有面積は 39% である。これに対し、50ha 以上層では林家数は 0.3% に過ぎないのに、その所有面積は 18% を占めるといったように、規模の零細性と所有の集中が著しい。

他方、林業の先進国といわれている西ドイツの森林の所有規模をみると、一般に規模の大きい国有林、公有林関係分も含まれているが、5ha 未満の経営体数は 83.3% であり、これに対し、100ha 以上の経営体数はわずか 1.2% である（表 IV-8）。さらに、これら経営体のほとんどが農地をあわせもっている。また、西欧諸国のなかでも所有規模が零細であるといわ

れるフランスでは、私有林所有者 150 万余のうちじつに 98%余が 10ha 以下のもので、そのほとんどが農用林として利用されている。

このように西欧諸国の林地所有の態様は、わが国のそれとほぼ類似しているが、ただ、一般に西欧諸国は、全国土に占める森林面積の割合が 20~30%以下で、農用地の割合が相対的に高くなっており、わが国の林地の零細性とは、同列に考えられない。

この点、国土の大半が森林であり、林業および木材関連産業が主要産業となっているスウェーデンでは、国、公有林が全体の 25%、会社有林が 25%、大規模および小規模経営の農民に属するものが 50%で、その特徴としては、会社有林の集中が非常に進んでいることである。また、農家所有林も 1 戸当たり平均 40ha と、他の西欧諸国よりは、かなり規模が大きい。なお、アメリカでもアラスカを除くと、経済林面積の 80%は私有林であるが、そのうちの 68%は会社有林であり、その他が農家所有林となっている。

もちろん、このような所有形態は、その国の土地制度の歴史的な変せんにより現在に至ったのであり、一方、国により森林ないし林業に対する考え方、重点のおき方および個別経営体の事情もかなり異なっている。

以上のように、林業ないしその経営は、先進諸国でも複雑な経営形態によって、それぞれの国の自然的・経済的および社会的立地条件に応じ、多目的な森林を有効に利用すべく、自主的に展開されている。

## (2) 林業経営の特質

個別林業経営における生産要素の結合関係を、同じ土地産業である農業と対比してみると、一般に林業も農業同様自己の所有地に家族労働力と自己資本を投下して行なわれている場合が多く、いわゆる所有と経営が未分離であるといえることができる。しかし、両者のこの関係は詳細にみるとその趣を異にしている。

すなわち、まず、最大の生産要素である土地と経営の関係をみると、農業の場合は古くから「小作農家」が存在し、借入地を対象に農業が行なわれ、農地改革前は、経営農地面積のうち借入地の割合が 50%以上の農家が、半数近くを占めていた。現在少なくなったとはいえ、多少でも借入地を耕作している農家はなお 25%を占めている。

これに対し、林業でも、古くからいわゆる「植分け」「借地造林」等が行なわれている例もあるが、それはきわめて例外的で、ほとんどが自己の所有地を経営の対象としている。最

近「分収林業」あるいは「分収造林」といわれ、土地の所有者と造林者ないし費用負担者の異なった林業経営が相当行なわれてきているが、それは主として政策的に推進されているもので、全く私的な分収林業は少ない。

つぎに、労働関係についてみると、農業の場合そのほとんどは自家労働である。農林省「昭和39年度農家経済調査」によると、全国農家の1戸当たり投下労働量の91%以上は自家労働であり、農業として大規模経営とみられる2ha以上層でも90%は自家労働である。

これに対し、林業の場合では、農林家の保有山林への労働投下量をみると、総体では自家労働が多い。また規模別にみると、小規模層では圧倒的に自家労力の割合が大きいが、規模の増大につれて雇用労働の割合が大きくなり、30～50ha層からその割合は逆転し、100ha以上層では90%以上が雇用労働に依存している（図IV-4）。なお、国、地方公共団体および会社等の経営体は、全部雇用労働に依存しており、労働関係についてみる限り、経営と労働の分離は、農業よりはかなり進んでいる。

林業の経営構造は、このような生産諸要素の結合のしくみにあるが、農業にくらべるとより労働粗放的であり、経営の成熟度も低く、土地の所有が経営のあり方を規定する重要な要素となっていることは否定できない。しかも、少なくとも私有林経営の多くは、土地所有による経営であって、いわゆる土地所有の優越性が林業経営構造を特徴づけているといえる。

### (3) 林地の移動と林地価格

林家の大部分を占める農林家について、最近の林地の保有動向を、1960年世界農林業センサスと1965年中間農業センサスとの保有山林面積階層別農林家数の比較においてみることにする。

まず、総農林家数は、過去5カ年間に20万戸減少し、その総農家戸数に占める割合は、42.0%から41.4%とわずかに低下している。

保有規模別の農林家の動向をみると、5ha未満の階層と50ha以上の階層が減少し、10～30ha層を中心に5～50haのいわゆる中規模階層が若干の増加を示しているが、とくに注目されるのは、1ha未満の小規模層が、減少数、減少率ともに高くなっていることである（表IV-9）。

この農林家数増減の要因としては、山林保有農家の新設、脱農による農家数自体の増減や林地移動による農林家の山林面積規模の上昇・下降などが考えられるが、階層別の増減数は、

これらの要因が複雑にからみあったものである。

農林家の林地移動の動向を過去 3 カ年の山林売買の状況によってみると、山林売買農林家数の推移では、逐次、売却農林家は増加しているが、購入農林家はほぼ横ばいとなっている。また、山林売買面積では、購入、売却面積ともこの間に大きな変化はみられない。これを規模別にみると、1ha 未満の零細規模階層では、総じて売却農林家が購入農林家より多く、逐年その開差は大きくなってきているが、それ以上の階層では、逆に売却農林家が購入農林家より少なくなっている。この規模別の傾向は、山林売買面積についてもいうことができる（表 IV-10,11）。

また、農林家の所有山林の過去 3 ヶ年間の移動規模をみると、山林の購入、売却農林家数は、総農林家数の 1.0~1.4% ときわめて少ない。これを耕地の移動農家数の割合と対比してみると、購入、売却いずれも少なく、とくに山林売却農林家数は、耕地の売却農家数よりはるかに少なくなっている。また、山林および耕地の購入と売却との関係をくらべてみると、耕地の場合は売却農家が購入農家よりつねに相当多く、逐年購入農家は減少し、売却農家が増加してきているが、山林の場合は、むしろ 3 カ年間を通じて、売却農林家数より購入農林家数が多くなっており、林地と耕地の移動性向の相違がみられる（図 IV-5）。

なお、林地価格については、その水準は、立地条件、売買面積の大小および売買当事者の事情等によって異なる。その推移をみると、田畑価格同様、36 年頃までは、急激な上昇をつづけてきたが、37 年以降はその上昇が鈍化してきている。しかし、35 年から 39 年までの林地価格の上昇率は、田畑価格のそれにくらべるとはるかに高くなっている（図 IV-6）。

### 3. 私有林経営

#### (1) 私有林の概況

私有林経営の一般的な特徴をみるため、その主たるにない手である林家の経営態様について、人工林化の側面から検討することとする。林家の保有山林の人工林率をみると、全体の平均では 36% となっているが、これを規模別にみると、3ha 未満の階層では、人工林をもたぬ戸数と人工林率 80% 以上の戸数の占める割合が著しく大きく、50ha 以上の大規模階層にあっても、前者ほど顕著ではないが、それとほぼ同様の傾向がみられる。これに対し、両者の中間階層にあっては人工林率 10~60% 程度の戸数の占める割合が比較的高い。このように、林家の保有山林に対する人工林化の方向は、規模によってかなりの差がみとめられるが、これをさらに地域別にみると、その差はきわめて大きく、顕著な特徴がみられる。すなわち、東海 3 県（静岡・愛知・三重）、南近畿 2 県（奈良・和歌山）、九州地域等著名な人

工林業地域を多く含み、地域全体としても、人工造林が進んでいる地域の人工林率と、東北・北陸等いろいろな理由で後進的な段階にとどまっている地域や、中国、北海道のような特殊な地域の人工林率とは大きなへだたりがある。

さらに、これらを規模別にみると、特徴がより複雑になってくる。規模別人工林率を全国一本でみると 34～38%の範囲におさまっているが、地域別にみると、つぎのように変動はかなり大幅である（表 IV-12）。

- (1) 東海および南近畿等の先進的地域では、保有規模が大きいほど人工林率は高い。
- (2) 九州は、人工林業地域と後進的地域とが混在しており、全般的に保有山林の規模の小さい地域であるが、ここでは 1～5ha の小規模階層の人工林率が最高で、上層ほどそれが低下する。
- (3) 東北、北陸および北海道等の後進的地域では、(1)の場合と全く逆に保有規模が小さいほど人工林率は高くなっている。
- (4) 中国地域は、他の地域にくらべて人工林率は低く、上層にいくほど、わずかずつ高くなっている。このことは、この地域には、スギ・ヒノキ等の造林に不適な土地条件の地域が瀬戸内海沿岸の相対的に小規模階層の分布する地帯に、逆に造林適地が山間の大規模階層の分布する地域にあるという所有構造と土地条件の特殊な相関関係が存在するためであるといえる。

このような、地域別に異なった人工林の発展状態は、それぞれの立地条件と林業および関連産業をとりまく社会経済の発展とが複雑にからみあって形成されたものである。

なお、私有林経営について注目すべきことは、東海、南近畿等の地域にみられる非常に高い人工林率、しかも面積規模が大となるほどそれが高率となり、大面積ですぐれた林木資産を有する経営体の存在である。また、これらの地域の山林保有の構造には、もうひとつの特徴がある。すなわち、この地域の林家は、他の後進的地域にあるものと比較すると、自家の所在地以外の他の町村にも山林を保有している戸数が多く、この傾向は面積規模が大となるほどはなほだしくなっている（表 IV-13）。このことは、先進地域の大規模な経営体は当初からの所有山林の人工林化と、林地の集中をあわせて行ないながら成立したものであると推定される。

つぎに、経営規模の異なった林家における林業経営の意義と重要性は、かならずしも前述



のような単に人工林化の割合では律しきれない。すなわち、地域別、規模別人工林率と単位面積当たりの林産物販売額の傾向とが一応正に相関しているのは、東海地域だけで、その他の大部分の地域では中規模層の 5~20ha 層がもっとも多い販売額を示しており、この階層が林業にもっとも強く依存していることを示している（表 IV-12, 14）。

また、保有山林面積階層別林家の 1 戸当たりの林産物販売数量をみると、規模が大きくなるにつれてすべての林産物について多くなっているが、階層が変わるにつれて、各林産物品目の占める比率が異なってあらわれてくることが注目される（表 IV-15）。

すなわち、面積規模別に販売林産物数量の相対的比重の差をみると、その主な特色はつぎのとおりである。

(1) 1ha 未満の零細規模階層および 1~5ha の小規模階層においては、保有山林からであると否とにかかわらず木炭・薪の生産販売の比重が大きい。

(2) 5~20ha の中規模階層の下層においては、薪炭原木の販売の比重が大きい。

(3) 20~50ha の中規模階層の上層においては、用材立木の販売と、薪炭原木の販売の比重が大きい。

(4) 50ha 以上の大規模階層においては、用材立木の販売、素材の販売の比重がもっとも大きい。

## (2) 中規模の林業経営

保有山林面積 5~50ha の中規模階層の林家の林業経営を農林省「林家経済調査」の結果から検討することとする。ただし、本調査における林家の平均人工林率は 57% で、おなじ面積規模階層の全都道府県林家の人工林率は、1960 年世界農林業センサス時点で 36% であるから、以後調査時点である 39 年までの拡大造林の進行を考慮にいれても、本調査は、かなり人工林率の高い概して優良な林家にかたよって抽出調査が行なわれたものである。

まず、保有山林面積 10ha 当たり収穫量は規模別には差異がみとめられないが、これを人工林率の階層別にみると、人工林率が高い階層ほど用材収穫量が多く、反対に薪炭材販売量は少なくなっている（表 IV-16, 17）。また、林家の木炭生産については、人工林率の低い階層では規模の大小を問わず、また保有山林面積の小さい階層では、かなりの人工林をもつ階層まで自営製炭を行なっている（表 IV-18）。

つぎに、保有山林面積 10ha 当たりの人工造林面積を保有山林面積階層別、人工林率階層別にみることにする（表 IV-19）。

この場合は、収穫量の場合とはちがって保有山林面積による差はかなり顕著で、5~10ha 階層が最大であり、保有山林面積が大きくなるほど人工造林面積の割合が低下している。人工林率階層別には、人工林率が 20%未満の階層と、80%以上の階層の人工造林面積割合が低く、その中間のものが高い。すなわち、20~80%の中間的な人工林率にある 5~10ha 階層がもっとも比率の高い造林を行なっており、規模が大きくなるにしたがい単位保有山林面積当たりの人工造林面積が小さくなっている。

また、保有山林面積 10ha 当たり山林労働投入量をみると、人工林率が高い階層ほど山林労働投入量が多い（表 IV-20）。

人工林率 80%以上の階層においては、人工造林面積割合があまり高くないにもかかわらず、山林労働投入量では他の階層をしのいでいる。この階層にあっては、かなり労働多投的な保育管理が行なわれていることが推測される。これを規模別にみると、5~10ha 階層が最大で、規模が大きくなるほど少なくなっており、人工造林面積割合の傾向とおおむね並行している。この山林労働の雇用依存度をみると、保有山林面積が大きくなればなるほど、また人工林率が高くなるほど雇用労働に依存する割合が高くなっている（表 IV-21）。とくに 30~50ha 階層のうち人工林率の高い林家は、大部分を雇用労働に依存しており、50ha 以上のより大面積の企業的経営と質的に相違のない性格のものであると考えられる。

最後に、中規模の林家の経営成果を総括してみることにする。

規模別にみた保有山林面積と林業現金収入とはほぼ並行しており、単位面積当たりの林業現金収入は、規模別に差がみられないが、収入の内容をみるとかなり顕著な差がみとめられる。とくに指摘されることは、規模が大きくなるにつれて用材立木収入および素材生産収入の占める割合が高くなることである（表 IV-22）。

また、これらの中規模林家の世帯員労働力の配分と単位時間当たりの収益性について簡単な検討をしてみる。

中規模林家の自家農業への投入労働時間数は、どの階層をみても年間 3,000 時間前後でほぼ同じであり、経営耕地面積も保有山林面積階層間に大差がないから、投入した自家農業労働時間当たり農業所得も大差がない（表 IV-23）。それにくらべ林業経営の面においては、

かなり顕著な階層間の差がある。まず第一に、林業所得総額は、規模が大きくなるにつれて増大している。林業経営の収益性は山林面積だけでなく、その林木資産の内容によっても当然異なるはずである。そこで、調査林家のうち、とくに人工林面積 5ha 未満の比較的人工林率の低い林家と、人工林面積 30ha 以上の比較的人工林率の高い林家を抽出し、再集計してみた結果では、林業所得は、人工林率の低い林家で一段と少なく、人工林率の高い林家では多い。自家労働の配分量では保有山林面積が大きいほど、自家林業労働投入時間の比重は高くなっている。そして、自家林業労働単位時間当たりの林業所得は保有山林面積が大となるほど大きくなり、さらに、人工林率の低い林家よりも人工林率の高い林家の方が一段と大きくなっており、その階層間の差は農業労働においてみとめられるものとは比較にならないほど大きい。

この格差傾向は、自家労働のみならず、雇用した労働時間をも含めた総投入労働時間単位当たりの所得の面でも、上層にいくほど大幅に上昇している。さきに、保有山林面積単位当たりの林業現金収入に大きな階層間の差がないことを指摘したが、投入労働単位当たりの林業所得には、このように大きな階層間の差のあることが注目される。もっとも、造林労働投入面で、小面積層の方が相対的に労働多投の傾向はあるが、それを考慮しても、林業経営においては経営する山林面積が大きくなり、さらに林木資産の内容が優良なものであればあるほど、少ない労働量投入で高い林業所得をあげることが可能なことがわかる。このように所得増加の格差がきわめて大きいことが、林業経営の特色であり、したがって、林業経営では優良な経営基盤の確保がきわめて必要となっていることがわかる。

中規模林家における農業所得は、人工林率の低い林家や 10ha 未満階層の林家にあつては、林家所得のもっとも主要な部門であり、10~20ha 階層においても林業所得とはほぼ同じくらいの比重をもっている。

このことから、中規模林家の下層において、単位農業労働時間当たり農業所得が、林業や兼業の単位労働時間当たりの所得にくらべてかなり低い水準であるにもかかわらず、なお多くの労働時間を農業に投入しており、このような傾向はより上層の林家にもみられ、これらの林家における農業の意義が独得のものであることがわかる。

また、農林業以外の兼業所得は、人工林率の低い林家や経営山林面積の小さい農林家においては重要な比重を占めており、それに投入される労働時間も多し。しかし、上層林家にいくほど林業、農業所得にもっぱら依存するようになり、その他の兼業の意義は低くなっていく。反面、自家労働評価が高くなっていくため、時間当たり所得の高い兼業に選択的な就業がなされている傾向が明瞭にあらわれている。

以上のような林家の労働配分および所得の比較では、林業経営内部の部門別構成の差（素材生産、育林生産、製薪炭などの比重の差異）や育林生産の長期性などの諸問題を一応考慮の外においた。その限りでは、きわめて概括的なものではあるが、これら中規模林家における上述のような農業、林業または兼業等の就業部門間の収益性の動向がどのように変化するかということが、これら中規模林家のうち、どのような条件にある林家が林業生産のにならない手となりうるか否かを決定する重要な要因となるであろう。

### (3) 大規模の林業経営

保有山林面積 50ha 以上の大規模私有林の経営体のなかには会社等法人経営の形態をとるものの比重が少なくない。1960 年世界農林業センサスにおいて、50ha 以上の経営体の保有山林面積は、林家保有のもの 112 万 ha に対し、会社等法人保有のものは 71 万 ha であるが、ここでは大規模経営の大半を占めている林家について林野庁「企業的林業経営調査」によりその経営内容をみることにする。

まず、造林事業の面から林家の経営活動をみると、昭和 38 年 1 年間に造林事業を行なった林家の調査林家数に対する比率は、地ごしらえ 79%、植付け 45%、天然更新 16%、保育 94%となっている（表 IV-24）。また、林家 1 戸当たりの造林面積は、地ごしらえ 2.1ha、植付け 2.3ha、保育 18.0ha となっている（表 IV-25）。保有山林面積に対する植付け面積の比率は、1.9%（保有山林面積 10ha 当たりの人工造林面積 0.19ha）で、これを前述の中規模階層の人工造林面積割合にくらべるとかなり低い水準であることがわかる。

つぎに、林産物の販売状況をみると、約半数の林家が立木販売をしている。一方、木炭販売林家はわずか 12%である。また、林家 1 戸当たり販売数量は、用材の立木 132m<sup>3</sup>、薪炭材の立木 45m<sup>3</sup>、素材 61m<sup>3</sup>、木炭 750Kg となっている（図 IV-7）。

さらに、保有山林に対する事業の実行形態からみると、素材生産事業については、労務者を直接雇って実行したものが 53%で半数をこえ、主として自家労働で実行したものが 25%、他人に請負わせて実行したものが 24%、森林組合に委託して実行したものが 15%となっている（表 IV-26）。

製炭事業では、素材生産事業とは異なって、主として自家労働で実行したものが 63%と最高を占め、労務者を雇って実行したものが 38%でこれにつぎ、その他のものはきわめて少ない。造林事業では、労務者を雇って実行したものが 90%、主として、自家労働で実行したものは 48%、他人に請負わせて実行したものは 11%になっている。

なお、事業別には林家1戸当たり平均投下労働量をみると、造林事業は、全事業中投下労働量をもっとも多く365.3人で、管理労働を除く全投下労働量の79.2%を占めている。このうち男子は260.0人、女子は105.3人で、女子の占める割合がかなり高い。また、雇用労働は329.5人、自家労働は35.8人で、雇用労働が90.2%と圧倒的に多くなっている。素材生産事業では、素材生産を行なう林家がきわめて少ないため、その投下労働量も全投下労働量の10.4%を占めるに過ぎず、主として雇用労働に依存している(表IV-27)。以上は、大規模林家の一般的な経営動向であるが、さらにこれを全国のうちつぎの4地域を選択して、地域別に経営内容の差異について検討することとする。

(1) 東北・北陸(岩手, 秋田, 山形, 福島, 富山, 石川, 福井の7県) 林業にとって自然的にも経済的にも恵まれぬ立地条件にあるとみなせる地域

(2) 東海・近畿(静岡, 三重, 奈良, 和歌山の4県) 自然的, 経済的立地条件に恵まれ, 著名な人工林業地域を数多く包含する地域

(3) 中国(島根, 広島, 兵庫の3県) スギ, ヒノキの成育に不適當な花崗岩地帯がその大部分であり, 人工林業地域がまれに散在する程度の地域

(4) 四国・九州(徳島, 愛媛, 高知, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎の7県) 自然的条件は東海・近畿地域に匹敵する程度に恵まれているが, 経済条件ではへき遠な地域が多くそれだけ立地条件が劣っている地域

まず、山林経営がもっとも収入の多い仕事である林家の戸数比率をみると、東北・北陸では37.9%、中国では36.5%に過ぎず、これらの地域では、農業を主業とする林家が、それぞれ大規模林家の27.8%、24.7%とかなり高率である。これと対照的に先進的な東海・近畿地域では、山林経営を主業とする林家は71.9%、四国・九州では51.3%の林家がそうである(図IV-8)。

保有山林面積10ha当たりの林産物の収穫、販売の状況をみると、東北・北陸地域では用材販売が少なく薪炭材販売や自営製炭販売が多い(表IV-28)。これは東海・近畿地域と全く対照的であって、それだけ林地の人工林化、集約的利用がおくれていることを示している。また、その用材販売量規模別の戸数分布をみると、東北・北陸および中国地域では「販売なし」か、0~100m<sup>3</sup>の少量販売林家の比率が高いのにくらべて、東海・近畿地域では用材販売量の多い層へ分布がひろがっている(図IV-9)。ただし、過去1カ年間にこの地域でも用材販売をしない林家が約4分の1(25.3%)を占めている事実をみれば、先進的といわれる地域でも連年収穫を行なっている経営体は、大規模林家のなかでも限られた部分のもの

に過ぎないことが推則される。

四国・九州地域では、経営のすべての面で東海・近畿地域にくらべ一段と劣ってはいるが、その他地域よりはすぐれている状況にあることがわかる。

前述までの地域別差異は、造林事業の集約度の違いにもほぼ同じように当てはまる。そのなかでとくに指摘されることは、東海・近畿地域では保有山林面積 10ha 当たりの労働投入量がもっとも多く、しかも雇用労働依存度ももっとも高いという近代化段階にあること、単位保有面積当たり人工造林面積が、用材収穫面積にほぼ見合っていることなどである（表 IV-29、図 IV-10）。これらのことは、東海・近畿地域の大規模林家のなかには、労働力の調達の間でも、林木資産の回転の間でもかなり企業的なかたちで経営している林家があることを示している。またその割合は少ないが、四国・九州地域においても同様であると推測できる。拡大造林についていえば、その造林規模は総保有山林面積にくらべると小さいが、ほぼ全国的に実行されていること、そして用材収穫のない戸数の割合にくらべて造林をしない戸数の割合はるかに少ない事実は、林木資産を新たに増殖しようとする林家が相当数にのぼっていることを示すものといえる。

しかしながら、その動向を阻害する要因である造林関係労働者の雇用の困難さを地域別にみると、全国的に造林労働者募集の困難さが増加していることは否定できないが、東海・近畿等の先進的地域においてはその問題は比較的少ないようである（表 IV-30）。

これは雇用依存度の高い先進的大規模造林にあつては、専門的林业労働者との間の労使関係が一応固定してきているためではないかと考えられる。同じ調査で、これら大規模林家が雇用する植付け労働賃金の件数分布をみると、先進的な東海・近畿地域の賃金水準は、他地域とくらべてかなり高い水準にある（表 IV-31）。この理由は、ひとつにはこれら地域は林业のみならず経済全体の先進的地域であり、労働賃金全般が高水準にあることであり、もうひとつは、この地域の林业経営がそのように高い林业労働賃金のもとでも成立し得るような立地条件と、経営資産を与件として持っていることである。

最後に、林家が林业経営でもっとも関心のある問題についてみると、東海・近畿地域においては税金問題に関心をもつ林家がもっとも多く、約半数におよんでいる。これはすでに保有山林から相当の収入をあげつつあり、優良な林木資産を基盤とする経営が多いためである。これに対し資金問題に関心をもつものは、これから拡大造林を行なおうとしている後進的な地域に多い。また、労働調達に問題が多いのも同様にこれらの地域である。

#### (4) 林业経営の協業

林業経営において、その経営規模の零細性を克服し林業労働力を確保するとともに、資本装備の高度化による施業単位の拡大を図るためのひとつの方策として、協業化が考えられる。現在みられる協業の形態としては、生産森林組合、施設森林組合および任意団体がある。

近年、施設森林組合が、森林組合労務班と呼ばれる専門的・技能労働者を中心とした労務組織と機械力を用いて、組合員からの委託に基づいて森林施業を行なう協業形態が急速に増加しつつある。このような形の協業化が進んできたことは、森林所有者が個々に労働者を雇用して施業を行なう方式が次第に困難となってきたこと、また最近における国の助成措置等の結果、私有林における機械化が著しく進展してきたことなどが契機となっている。労務班の状況をみると、33年以前に結成されたものは128で、その後政策の推進とあいまって急速に増加し、現在では、育林、素材生産等の施業受託事業を行なっている施設森林組合の半数をこえる886組合に労務班が結成されている。また、この労務班を構成する労務班員は3万人をこえ、労務班は私有林経営のうえで重要な地位を占めてきつつある（表IV-32）。

さらに、38年度中にこれら労務班が関係した事業をみると、組合数では育林事業と伐出事業を行なったものとは、ほぼ同数であるが、労務班員数では育林事業の方が多い。しかし、労務班員の就業日数は伐出事業の方が長いものが多く、60日以上のが就業者が過半を占め、150日以上のが就業者も全体の23%を占めている（表IV-33）。なお、現在組織されている労務班の態様は、専門的労働者主体とした直接雇用方式や臨時雇用の労働者を主体とした下請的方式にするものなど多様である。

#### 4. 公有林野経営

##### (1) 公有林野の概況

一般に公有林野とは、所有名義が都道府県、市町村および財産区となっている林野の総称である。

公有林の所有面積は、284万1000haで、都道府県有林が30.2%、市町村有林が51.3%および財産区有林が18.5%となっている。

これら公有林の役割りについてみると、都道府県有林にあつてはほぼ国有林と同様であるが、市町村有林は、一般に市町村の基本財産であり、また、その経営による収益は、学校、役場、公民館等の公共建築や災害復旧等の財源に当てられることが多い。しかし、現在の市

町村有林のなかには、いわゆる旧慣使用権の対象となって地元住民によって利用されているものが少なくない。

また、財産区有林にあつては、その利用形態は複雑であつて一概にいうことはできないが、一般に地元住民の製薪炭、採草等の自給的な利用に供されているもの、あるいはその林産物販売収入をもつて財産区の区域内の公共目的に供されているものが多い。

しかしながら、旧慣使用権の存在する市町村有林や財産区有林の利用は、一部の例外を除いて、比較的粗放であつて、今後におけるその利用の向上はきわめて必要なことである。

一般に林野の利用主体は、その土地の所有者であるが、公有林においては、若干その趣を異にしている。すなわち、都道府県有林では、所有面積より経営面積が22.2%も多く、逆に市町村有林では26.2%、財産区有林では25.7%と大幅に少なくなっている（表IV-34）。このことは、都道府県有林では市町村有林などから林地の提供をうけて積極的に分収造林を行なっている結果であり、他方、市町村・財産区有林では、地元住民が慣行的に使用収益しているものと官行、県行等の分収造林など他人に経営をまかせているものがあるためであつて、そこでは異なった形での土地所有と経営の分離がみられる。なお、入会慣行のある林野について若干ふれると、それは入会林あるいは慣行共有林などとも呼ばれており、藩制時代から地元が入会利用していた林野であつて、その所有名義と利用主体は必ずしも一致していない（図IV-11）。

また、入会慣行のある林野の利用関係は、共同・直轄・分割・契約利用等の種別があり、その所有名義との組合せは、きわめて複雑なものとなっている。1960年世界農林業センサスによれば、「入会林野」は、山林約160万haであつて、これに原野を含めると約200万ha余と推定されている。このなかには、財産区名義の分も相当含まれているが、いずれにしても、その面積はかなり多く、しかも粗放に利用されている。このため、入会林野は、これを利用する権利者個人の経営基盤としても、わが国の農林業的土地利用高度化の面からも軽視しえない重要な問題をかかえている。

## (2) 経営の動向

ここでは、地方公共団体の保有山林の経営動向をみることにする。

公有林の各経営形態とも約70%までが天然林で、しかもそのほとんどが広葉樹であり、造林が相当進められているとはいうものの、なお人工造林の拡大を図る余地が少なくないといえる（表IV-35）。また、人工林の齡級別面積割合も、10年生以下の割合がとくに高



く、都道府県有林では 50.1%、市町村有林では 56.8%、財産区有林では 44.0%となっている（表 IV-36）。このことは、幼齢林の割合が高く、当面、収穫量があまり期待できないばかりでなく、今後林種転換、幼齢林の保育等に要する経費、労力等の保続的投入が必要とされることを意味している。

39 年における公有林の素材供給量は、332 万 m<sup>3</sup> で、わが国の素材供給量のわずか 6.6% であり、そのうち、都道府県有林では、3.2%、市町村・財産区有林をあわせて 3.3% となっている。35 年以降のその供給動向をみると、公有林全体では年々漸増し、39 年には対 35 年比は 5.8% の増加となっているが、これを経営形態別にみると、都道府県有林では 22.2% の増加を示しているのに対し、市町村・財産区有林は 6.3% と減少している（図 IV-12）。

また、林産物の販売量と販売方法別にみると、各経営形態とも用材では立木販売が、薪炭材では原木販売が圧倒的に多く、素材あるいは薪、木炭等製品としての販売の割合はかぎられている（表 IV-37）。

つぎに、人工造林面積についてみると、39 年には 4 万 8304ha で、わが国の全人工造林面積の 12.8% である。また 35 年以降の人工造林の動向をみると、各経営形態とも順調に造林されている（図 IV-13）。このような推移を再造林・拡大造林別にみると、再造林は対 35 年比 138.1% 拡大造林のうち天然林の伐採跡地への造林は同じく 99.1%、未立木地への造林は 69.3% となっている（表 IV-38）。

このことは経営形態を通じほぼ同様な傾向である。また、各年とも再造林よりも拡大造林が多く、たとえば 39 年の人工造林面積では拡大造林が全体の約 70% を占めている。

## 5. 国有林野経営

### (1) 国有林野の概況

わが国の森林面積のうち、国が保有する林野は、その 32% に当たる 807 万 ha であり、そのうち、さらに国有林野法第 2 条に規定する国有林野（以下「国有林野」という。）は 755 万 ha である。

また、国有林野の森林蓄積は約 9 億 m<sup>3</sup> で、わが国森林蓄積の 49% を占めているが、そのうち 87% は天然林であって、人工林は 13% を占めるに過ぎない。蓄積の 43% は針葉樹、57% は広葉樹であるが、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ類、トドマツ、エゾマツ等が、広葉樹ではブナ、ナラ、カンバ類等が主なものである。

国有林野の管理経営は、国有林野事業特別会計により林野庁とその下部機構の14 営林局、350 営林署によって行なわれ、これらの機関に配置されている特別会計所属定員内職員は約4 万人、定員外職員の雇用は年間延人員約1,600 万人である。

国有林野事業は、企業性の確保と、公益的使命の達成に必要な考慮を払いつつ運営されることとなっているが、最近に至って、国有林野事業の財務はかなりひっ迫した事態に当面している。すなわち、木材価格が横ばい傾向をつづけていることなどにより、収入が伸びなやんでいるのに対し、賃金水準の上昇、林道・機械等の設備投資および人工林化のための造林投資等に多額の経費を要し、事業合理化によるコストの引下げのみをもってこれら支出の増加要因を吸収できないこと、さらに、林政協力事業としての非収益事業等に要する経費が逐年増加していることなどにより、支出が増大し、財務の悪化をきたしている。

さらに、最近、国有林野に対する国民経済上の諸要請は、一段とつよまり、今後の国有林の管理経営は、従来以上に社会経済諸情勢の推移との関連を十分に考慮して実施されなければならない現状にある。そこで、これら諸情勢の変化に対応して、今後の国有林野事業の進むべき方途を見出すため、政府は、38 年6 月中央森林審議会に対して「最近の社会経済状勢の推移に対応する国有林野事業の果たすべき役割りと経営の在り方」について諮問し、審議が行なわれていたが、40 年3 月末同審議会からこれに対する答申がなされた。

この答申の骨子は、国有林野事業の中心的役割りを、保有する森林資源の維持培養にあると明定して、企業性と公共性をともに追求することを事業運営の基本的理念とすべきことを提唱するとともに、その基本的方策として、国有林野経営に対する行政的判断の介入を排除し、その経営の自主性を確立し、資金の自己調達を可能にするため、行政と経営を分離して、各々別個の機関に担当させるようにし、国有林野の経営を独立の人格をもった公企業形態で行ない、経営責任体制の強化、企業意識の高揚を図るべきである、としている。

## (2) 経営の動向

近年、経済の目ざましい成長に伴い、国有林野に対する国民の経済的、社会的要請が一段と強くなってきたので、その管理経営では、本来の経営目的の遂行とともに、これらのことを考慮しつつ、拡大生産を基盤とする積極的な経営計画が進められている。とくに、生産面においては、増大する木材需要に対応して、36 年度以降40 年間にわたる「木材増産計画」を策定し、生産増大による供給が図られている。すなわち、用材伐採量は39 年度においては、1,949 万 m<sup>3</sup> で、前年度より5.1%の増となり、素材販売量についても520 万 m<sup>3</sup> で、前年度にくらべて4.7%の増となっている。ただし、最近の木材需要構造の変化に対応して

製品生産事業については、もっぱら一般用材、木材工業原料用材としての素材生産に重点がおかれ、木炭、薪等では、燃料の需要構造の変化もあり、その生産は縮小している（図 IV-14）。

また、長期的な木材需給の安定に資するため、生産基盤の造成、とくに生産性の低い天然林から人工林への林種転換が計画され、着実に推進されている（表 IV-39）。これらの実施に当たっては、密植による集約施業、林地肥培、機械の導入あるいは除草剤の活用等による造林技術の向上が図られ、さらにその一環としての種苗生産においては、林木育種事業による優良種苗の確保、苗畑の整備統合等による経営改善が積極的に進められている。なお、林道事業については、当面の木材需要に対応する生産の増大を図るとともに、さらに今後の林業経営を高度化するため、逐年その事業規模は拡大している。とくに最近では、輸送機能が大きい自動車道の新設に重点をおいており、その延長は、35年度の14,535Kmに対し、39年度は19,536Kmと34%の増となっている。

一方、国土保全のための治山事業については、治山治水緊急措置法に基づいて、35年度を初年度とする治山10カ年計画が策定され、これにより、事業が実施されてきたが、計画策定後の災害の発生、賃金資材の高騰、さらに国民経済の発展に伴う国土保全、資源の確保等に対処するため、同計画の前期計画が終了した39年度に治山治水緊急措置法の一部改正が行なわれ、新たに40年度を初年度とする治山事業5カ年計画が策定された。

国有林野事業の経理は、22年の林政統一以来、国有林野事業特別会計制度によって行なわれてきたが、近年の動きをみるために、積極的な生産対策の始期とみられる33年度以降からの経理推移をたどってみる。まず、経営収支では33年度の収入額455億円を100とした収支率は、36年度の123をピークに、それ以降は、おおむね100の線を保持している（表 IV-40）。この経営収支のうち、収入増は、主として生産量の増加によるもののほか、36年度までは木材価格の高騰によるものである。一方、支出は、毎年増加しているが、これは生産量の増大に伴うもののほか、人件費、資材等の高騰などによるものである。なお、損益の推移についてみれば、33年度から36年度までは、34年度の伊勢台風による風害損失45億円を除いて、純利益は毎年増加したが、36年度をピークとして以後減少の方向にある（図 IV-15）。

## V 林業労働の動向

### 1. 林業労働の概況

わが国の林業就業者数は、総理府「労働力調査」によると、30年度には56万人であった

ものが35年度には39万人と急減し、さらに39年度には37万人に減少している。このうち、雇用労働者は22万人（常雇9万人，臨時3万人，日雇10万人），自営業主は9万人，家族従事者は6万人である。

林業労働には、育林生産過程の育苗・植付け・保育等の造林労働および素材生産過程の伐木・造材・集材・運材等の伐出労働のほか、製薪炭労働および林道，治山工事等のための土木労働などがあるが、ここでは、林業労働の主体をなす造林労働と伐出労働について述べることにする。

一般に、林業労働の特質として、重労働性，季節性，さらに兼業的，臨時的就業形態などがあげられる。まず、伐出労働についてみると、素材生産は、一般に、山林所有者以外の素材生産業者によって労働者を雇用して行なっている場合が多く、その雇用労働者の給源は、主として山村の農民である。最近、チェーンソーおよび集運材機の導入等によって、主として労賃収入に生計を依存する専門的な伐出労働者もある程度創出されてきてはいるが、素材生産業自体は、概して小規模で、かつ、事業が恒常的に行なわれ難いといった関係から、未だ雇用労働者の就業は不安定であることをまぬがれない。

つぎに、造林労働についてみると、造林労働は伐出労働にくらべ、その作業の性格から、季節的，臨時的であり、必ずしも専門労働者を必要とせず、そのほとんどが山村農家の兼業労働として、青・壮年のみならず女子および老年労働者によっても行なわれている。なお、造林労働者が伐出労働者と異なる点には、上述のような労働の特異性もあって、同じ山村の農家の世帯員であっても農業経営規模の上層のものも存在することもあげられる。以上のように、林業労働者の給源は、主として山村の農民であるが、近年山村から都市へ、農林業から他産業へと労働力の流出は著しくなっている。すなわち、全産業の雇用者総数は、35年から39年までの間に396万人増加したのに対し、農林業就業者は194万人の減少を示している（図V-1）。したがって、わが国の全就業者数に占める農林業就業者数の構成比は、35年には31.2%であったのが39年には25.6%に低下している。

また、農林省「1965年中間農業センサス」にれば、農家人口も40年2月には、35年の12.8%減の3,011万人となっている。この農家人口の最近における減少傾向を農林省「農家就業動向調査」により経済地帯別にみると、その減少率は山村がもっとも高い（表V-1）。また、39年度の男子の出稼ぎ率および農業従事者の出稼ぎ率は、いずれも山村がもっとも高くなっている（表V-2）。このことは、山村農民と林業労働が密接な関係にあるだけに大きな問題であるといえる。

## 2. 労働賃金

## (1) 賃金の形態とその水準

林業労働の賃金形態は、定額制と出来高制に大別され、植付け作業以外の造林労働と伐出労働においては、出来高制が支配的に採用されている。すなわち、造林労働のうち植付け作業においては、作業の性質上、数量の計測のみで作業の結果を判定することが困難であることおよび労働者の雇用が臨時的性格が強いことなどから定額制がとられている。

伐出労働においては、大部分の作業種で出来高制がとられているが、飯場炊事、雑役などの労働においては定額制がとられている。素材生産過程のうち伐木造材では、作業工程を独立して遂行する個人的な労働形態が多く、各労働者に帰属する労働の質を明確には握できることから、個人出来高制が多い。なお、集運材過程の搬出労働では、その作業形態が共同的であることから、各労働者の労働の質をとらえることが困難であるため、作業集団を構成する労働者の労働の総和に対し一括して賃金を支払う共同出来高制が一般的になっている。

つぎに、労働賃金では、一般に出来高制が定額制よりかなり高い額になっている。労働省「林業労働者職種別賃金調査」によれば、39年の伐木夫（チェーンソー伐木夫を除く。）の全国平均賃金は、里山では、定額制 924 円、出来高制 1,096 円、奥山では、定額制 1,140 円、出来高制 1,332 円と、出来高制の方が定額制よりも里山で 18.6%、奥山で 16.8%高くなっている。これは、出来高制が能率給であるため労働の密度が高く、労働時間が比較的長くなり易いこと、労働者の質がすぐれている場合が多いことなどによるものである。また、里山と奥山との間においては、賃金額にかなりの差がみられ、定額制では、奥山が里山よりも 23.4%、出来高制では、奥山が里山より 21.5%高くなっている。これは、奥山地帯では概して自然的あるいは地理的条件等が劣悪なため作業が困難である場合が多く、作業に熟練度を要すること、通勤の困難ないし不可能なため宿泊を必要とし、これに多くの費用を要すること、また、そのため労働時間が長くなっていること、および労働対象たる立木の質的相違（樹種、形態、造材歩合）があることなどによるものである。

39年の伐出労働者の職種別平均1日当たり賃金は、平均1,108円であるが、職種間ではかなりの高低がみられる（表V-3）。すなわち、畜力集運材夫の2,402円とチェーンソー伐木夫（チェーンソー自己所有）の2,281円が高く、他の職種は大体1,100円前後に分布しているが、伐出雑役夫は伐出部門の平均賃金を21%下回っている。畜力集運材夫の賃金のなかには、人間労働力の対価のほか、労働者が生産用具としてその作業に使用した役畜の再生産費用が含まれており、また、チェーンソー伐木夫（チェーンソー自己所有）の賃金のなかには、チェーンソーの減価償却費、燃料費等が含まれているので、他の職種の賃金にくらべ相当高く

なっている。また、伐木夫の賃金階層別労働者数の分布をみると、かなり広範囲に分散している。とくに、最近チェーンソーが導入されてから、チェーンソー伐木夫（自己所有）の賃金はかなり高くなり、1日当たり3,000円以上のものが奥山では23%を占めている（表V-4）。

さらに、この伐出労働賃金を地域別にみると、かなりの地域的格差がみられる。この地域的格差は、伐木造材・集材運材等職種によっても異なっている。人力伐木夫についてみると、北海道（1,604円）が最高で、奈良（1,584円）、和歌山（1,492円）がこれにつき、佐賀（773円）が最低となっている。人力集材夫についてみると、北海道（1,570円）を最高として、奈良（1,531円）、三重（1,510円）、鳥取（1,411円）などがこれについており、長崎（681円）が最低となっている。また、数年前まではかなり低水準にあった東北地方諸県の賃金は、現在では全国平均の水準に近づいており、全国的にみて、賃金は平準化の方向にある。

伐出労働賃金は、労働省の調査によれば、素材生産業の生産規模によっても異なり、概して規模の大きいものは、規模の小さいものより賃金が高いが、その差は小さい。これは、素材生産業の生産規模が大きいといっても一般には小規模であって、機械の導入等資本装備の程度は大きな差が規模別にあまりみられないからである。

つぎに、造林労働賃金について、林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」によりその水準をみると、39年の造林賃金は、日給払いでは、男子952円、女子572円、出来高払いでは、男子1,469円、女子894円となっており、男女別の賃金の差が著しく、男子の賃金に対する女子の賃金の割合は、日給払いでは67.1%、出来高払いでは60.9%となっている。また、日給払いは出来高払いに対し、男子の場合、北海道で95.2%、都府県で81.7%となっている。なお、北海道と都府県との間には、賃金にかなりの差異がみられ、男女別、賃金支払形態別とも北海道が都府県を20~60%上回っている（表V-5）。

また、造林賃金が伐出部門の賃金より低いのは、さきに述べたように、造林作業には専門的熟練労働が要求されないので、一般に高齢者ないし女子でも可能なためである。なお、造林夫の賃金階級別人員の分布状況をみると、男子造林夫にあつては、北海道では1,000円~1,600円の範囲、都府県では400~1,000円、女子造林夫にあつては、400~800円の範囲が非常に多い（表V-6）。

## (2) 賃金の推移

林業賃金の上昇は、各職種ともかなり大きい。伐出賃金についてみると、35年において、伐木夫645円、集運材夫664円あつたのが、39年には、それぞれ1,053円、1,149円に上昇し、35年を100として対比してみると、伐木夫163、集運材夫178となっており、35年

以降の上昇率はとくに著しい（図 V-2）。最近、民有林林業においても、チェーンソーがかなり普及し、労働省の調査によれば、37年にチェーンソー伐木夫の全伐木夫に占める割合が、わずか7.8%であったものが、39年には23.5%に達している。そして、チェーンソー伐木夫の賃金は、普通、人力伐木夫の賃金の2倍以上にも達している。

つぎに、休業労働賃金の地域別の上昇状況をみることにする。伐出労働賃金の上昇率は、職種および地域によっても異なっている。

伐木夫の賃金は、35年から39年までに大部分の地域において、1.6倍以上になっているが、2倍をこえる県は高知県をはじめ7県もあり、とくに高知県、宮城県の上昇が目立っている。上昇率1.5倍に達しなかった地域はわずか6県あるに過ぎないが、これらの県の賃金はすでにながりの水準にあったためである。また、集運材夫の賃金が、35年1から39年の間に、1.6倍以上上昇している地域は、全都道府県の約70%におよんでいる。2倍以上上昇した地域は、岩手県をはじめ7県もあり、そのうち、岩手県、三重県の上昇が目立っている。なお、35年当時の賃金が低く、上昇率も低い地域は、熊本、島根、長崎県等で、その上昇率は1.4～1.5倍である。

つぎに、造林賃金の推移をみると、37年から39年までの年平均上昇率は、男子では、日給払い15.2%、出来高払い10.1%、女子では、日給払い9.6%、出来高払い15.3%となっている（図 V-3）。

以上にみるように、林業労働賃金は毎年かなり急速なテンポで上昇している。しかし、林業労働はさきに述べたように、季節的、臨時的であり、しかも屋外作業であることから、天候に左右され易くその稼働日数があまり多くないので、月当たり賃金収入は比較的少ない。

なお、伐木造材夫の賃金の推移を他産業の賃金の推移と比較すると、伐木造材夫は、農林業以外の全産業平均より上昇率は高いが、建設業よりは、わずかに低い伸びを示している（表 V-7）。

### 3. 労働災害

労働省「労働者災害補償保険、労働災害統計調査」によると、38年度の全産業の災害発生件数は、約106万件で、このうち林業は約3万件（2.7%）となっている。林業労働について、38年度の災害程度別発生件数をみると、死亡が314件（5.6%）、永久全労働不能および永久一部労働不能が1,160件（2.1%）となっていて、ここ数年、あまり増減はない。また、この38年度の林業労働災害について、事業別災害程度別1,000人当たり1年間の災

害件数を示す「年千人率」をみると、調査対象事業総計が 60.11 であり、そのうち、鋤業が 286.62 で最高を示し、林業が 175.65 でこれについている（製薪業または木炭製造業 110.51、木材伐出業 220.46、その他の林業 61.49 となっている。）。また、死亡率のもっとも高い事業は鋤業で、「年千人率」は 3.21 となっており、林業が 1.92 でこれについている。このように、林業は全産業中災害率の高い部類に属している。しかし、労働災害度数率は、最近毎年低下の傾向を示している（表 V-8）。また、労働災害の度数率の低下と同様、労働災害の強度率および 1 人当たり損失日数は、ともに低下している（表 V-9）。

なお、チェーンソー等使用者の一部に生じた「レイノー現象」（いわゆる「白ろう病」）について述べることにする。

35 年において、チェーンソー使用者から手が蒼白になって痛みやしびれなどの症状がはじめて訴えられ、39 年になって医師により、これが「レイノー現象」として確認された。この「レイノー現象」は、一般的にチェーンソー等を使用する際の振動に起因するものではないかといわれているが、それが最近になって生じた問題であるので、林野庁は、目下、林業機械使用とレイノー現象等疾病との諸関係を科学的に究明し、騒音、振動を軽減せしめるための機械の改良、作業方法、医学的な予防および治療方法等について、基本的な対策を確立するための調査研究を進めている。

つぎに、業務上の災害、疾病に対して補償する制度である労働者災害補償保険制度についてみると、林業の場合は「常時労働者を使用するもの」と「1 年の期間において使用労働者延人員 300 人以上のもの」が強制適用事業で、それ以外のものは、任意適用事業とされている。

39 年 9 月末現在、林業労働者災害補償保険制度の適用事業場数は 5 万 0969、適用労働者数は 35 万 1917 人となっているが、35 年以降の推移をみると、36 年に事業場および労働者の増加をみたが、その後は毎年かなり減少している。この傾向はとくに伐出業において著しい。これは、主として、林業全体における雇用労働者の減少によるほか、伐出業において、チェーンソー等が導入され、林業の機械化が促進されたことおよび森林組合労務班などの設置による労働者の専門化によって、事業場、労働者実人員の絶対数が減少したことによるものである。

#### 4. 被用者保険制度

林業労働は、作業の季節性、労働者の農業との兼業、林業の経営規模の零細等による雇用関係の不安定性、あるいは労使関係の未成熟といったことから、現行の被用者保険制度は、



国有林労働者を除き必ずしも未だ十分に適用されていないのが実情であるが、その主なものについて適用の状況をみることにする。

失業保険は、林業については、5人以上の労働者を雇用する法人の事務所、国、都道府県、市町村等に雇用される者は当然適用で、それ以外のものは任意包括適用になっている。39年7月末における適用事業所数は1,949、被保険者数は8万4750人であったが、40年7月末には、適用事業所数は1,824、被保険者数は6万6621人となっている。

健康保険は、林業の場合には、国、または常時5人以上の労働者を雇用する法人の事務所に使用されている者を除き、任意包括被保険者となっている。この制度が常用労働者を対象としたものであること等から、林業の場合普及が遅れており、加入者はきわめて少ないので、当面任意包括被保険者の加入を促進する必要がある。

日雇労働者健康保険は、一般の健康保険が強制適用または任意適用されている事業所でなければ適用されないことになっている。民有林林業では一般の健康保険の適用されている事業所がきわめて少ないため、これに加入しているものもはなはだ少ない。

農林漁業団体職員共済組合は、林業関係では森林組合に常時使用されるものは、役員、職員、作業員（現場労働者）の別および賃金の支払い形態の別を問わず加入できることになっている。しかし、年間を通じて雇用されない臨時雇用労働者は適用を除外されており、現在これに加入しているのは、役員、職員のみで、一般作業員はほとんど加入していない。

中小企業退職金共済制度の適用対象は「常時雇用する従業員」とされており、年間を通じて雇用される常用労働者でなければ、原則として被共済者にはなれないから、林業関係ではこれへの加入が困難である。

なお、以上の被用者保険制度のほか、一般的な社会保険制度として、国民健康保険制度および国民年金制度などがあり、前述の被用者保険制度の対象外の労働者等に対して、その加入の道が開かれている。

## 5. 林業労働者の組織化の現状

民有林林業における労働組合の組織化は低調であるが、35年5月西日本山林労働組合協議会が結成されて以来、奈良、和歌山、三重県等のいわゆる先進林業地域を含む西日本において労働組合が少しずつ組織化されつつある。労働組合結成状況を労働省の調査によってみると、38年6月現在で組合数82、組合員数7,328人となっている。

民有林において、労働組合の組織化が未だ全国的に普及しないのは、労働組合が成立する諸条件が整っていないからである。その主な要因としては、経営規模の零細性、作業場の散在性、作業の季節性、労働者の兼業性あるいは山村という社会環境等があげられる。しかし、林業経営の近代化に伴い林業労働者は、今後次第に組織化されていくであろうが、このことは、林業の労使関係の近代化を一層前進させる契機となるであろう。